

# 資 料 編

資料1 エリア情報シート

エリア名 1 利根運河エリア（野田市、流山市、柏市）	
	
<p>運河散策の森より上流方面の利根運河</p>	<p>自然植生の発達した水際部</p>

特 徴

大都市近郊に残された連続した緑で、多くの人々に憩いの場を提供するとともに、多種多様な生物の生育・生息環境となっている本地域の中核となるエリア。オランダ人技師ムルデルの計画に基づき民間会社によって建設された。地形に沿って建設された当初の線形が今も残る。野田市・柏市・流山市を水と緑でつなく回廊としての役割を担っている。

地域資源	抽出理由・根拠
利根運河	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺空間・親水空間を有する運河。</li> <li>・ 運河の姿を眺めて楽しむ景勝地。</li> <li>・ 土木学会の「選奨土木遺産」(平成18年)。</li> <li>・ 「美しい日本の歴史的風土準100選」(財団法人 古都保存財団 平成19年)。</li> </ul>
煉瓦造りの樋管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明治時代に造られた歴史的建造物。</li> </ul>

制約条件

法規制

利根運河
一級河川（河川法）

行政計画上の位置づけ

利根運河の水質保全（野田市総合計画）
水の軸（野田市都市計画マスタープラン）
水辺の拠点（流山市都市計画マスタープラン）
親水空間（流山市都市計画マスタープラン）

保全ゾーン（流山市環境基本計画）  
水質・水量の改善、周辺の水辺や緑地の保全・再生（流山市環境基本計画）  
地域の生態系ネットワークの核（流山市環境基本計画）  
河川環境軸（流山市緑の基本計画）  
水辺景観（流山市景観形成基本計画）  
モデル地区景観形成基本方針設定区域（運河駅より東側：流山市景観形成基本計画）  
ふれあい水辺エリア（柏市緑の基本計画）  
船戸山高野の広大な草原と利根運河（柏市景観形成ガイドライン）

#### 実施中または実施予定の事業

#### 流山市総合計画前期基本計画実施計画

- ・利根運河駐車場整備事業
- ・利根運河トイレ整備事業

#### あり方の検討の視点

##### 現況

流山市・野田市・柏市の3市に隣接する河川である。  
人工的に造られた河川であるが、明治時代中頃の開削から100年以上の時間を経て、現在は多様な野生動植物の生育・生息の場として、また市民の憩いの場として、貴重な空間を形成している。  
堤防沿いに散歩・散策等ができる。  
水量・水質についての現況は河川検討委員会の提案を参照。

##### 保全・管理の視点

北の野田市と南の柏市・流山市の自然をつなぐ、水と緑の回廊として保全することが望まれる。  
野生動植物への影響を考慮しながら、水質改善に向けた対応策の検討が望まれる。  
具体的な保全・管理については河川検討委員会の提案を参照。

##### 活用・展開の視点

利根運河は水深が浅く、川幅も比較的狭いことから、水辺空間・親水空間としての可能性を多いに秘めている。水質の改善と、水質悪化に伴う臭気発生の低減が当面の課題として挙げられる。  
利根運河に架かる橋は少なく、それが水辺から見た見通しの良さや連続性を与えている反面、対岸への移動方法が限定されるため、散策コース等のルート設定に制約が生じる。地域固有の財産として「利根運河」が意識されるよう、魅力を高めるようなアピールを広く発信する。  
利根運河を起点とした複数のテーマにもとづく周遊コースの設定が可能である。運河沿いの歴史資源については、パンフレットなどで位置と概要を紹介するのみならず、コースを設定し、解説ガイドによるツアーの実施が望まれる。

現在も、徒歩や自転車により多くの周辺住民の利用がされている。野生動植物への影響を考慮した利活用のルールとプログラムの設定が望まれる。

#### 関係活動団体・活動内容

利根運河の生態系を守る会  
・ 観察会の開催（年 4 回）  
・ 運河塾の開催（年 2 回）  
・ 写撮るウォークの開催・表彰  
野田自然保護連合会  
・ 自然環境調査・自然観察会の実施

#### その他特記事項

利根運河は舟運を目的に明治 23 年に開削・竣工され、その後、昭和 16 年には水運の歴史を閉じ、昭和 50 年から緊急暫定導水路としての役割を担ってきた。平成 18 年 2 月 14 日に策定された「利根川水系河川整備基本方針」（国土交通省河川局）において、利根運河はこれまでの緊急暫定導水路としての役割を終え、緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場となるよう良好な河川環境の整備・保全に努めるとする位置づけが示された。

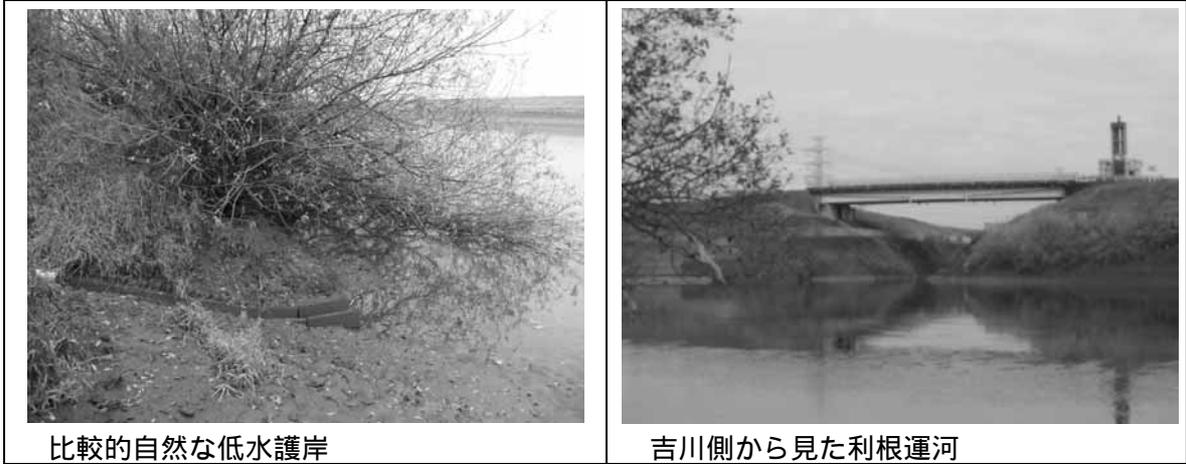
流山市では、平成 16 年度に国交省の「地域資源活用構想策定等支援調査」の対象地域に採用され、「利根運河及びその周辺の自然環境を活かした地域づくり事業」を実施し、報告書を取りまとめている。

流山市では、平成 16～17 年度に「観光立県千葉モデル推進事業」の 1 つとして「利根運河を活用した観光地づくり推進事業」が実施され、検討委員会の提言書がとりまとめられている。

#### 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)  
「実施計画（野田市、平成 18 年度 - 20 年度）」(平成 18 年 3 月)  
「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)  
「流山市都市計画マスタープラン」(平成 17 年 3 月)  
「流山市総合計画前期基本計画実施計画（平成 18 年度～20 年度）」(平成 18 年 2 月)  
「流山市環境基本計画」(平成 17 年 7 月)  
「流山市緑の基本計画」(平成 18 年 3 月)  
「流山市景観形成基本計画」(平成 18 年 3 月)  
「『利根運河』を活用した観光地づくり提言書」(利根運河観光地づくり検討委員会、平成 17 年 7 月、流山市)  
「柏市環境基本計画」(平成 15 年 3 月)  
「柏市景観資源ガイドマップ（北部ゾーン）」(平成 15 年 3 月)

エリア名 **2 江戸川エリア (野田市・流山市・吉川市)**



比較的自然的な低水護岸

吉川側から見た利根運河

特 徴

江戸川沿いに広がる広大な河川敷と水面のエリア。河川沿いに一定幅で高茎草が連続しており、生物の生息・移動空間となっていると同時に、川を広く見渡すことができ良好な景観を呈している。

地域資源	抽出理由・根拠
江戸川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺や川沿いの緑などが良好な景観を呈している。</li> <li>・利根運河や江戸川上下流域と水の流れや水生生物の移動を通じてつながっている。(ナマズ(埼玉県 RL 掲載種)など)</li> </ul>
江戸川河川敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川沿いの連続した緑地空間は、生物の生息・移動空間であると同時に良好な景観を呈している。</li> <li>・河川敷の草地は鳥類などの採餌場ともなっている。</li> <li>・市の自然調査隊の調査地にもなっている。</li> <li>・江戸川は吉川八景の一つ。堤防上からの周辺景観も良好。</li> <li>・河川敷の草原～湿地において、希少動植物の生息・生育が確認されている。(コヨシキリ、タゲリ、チョウゲンボウ、ノスリ、ヤナギヌカボ(いずれも埼玉県 RL 掲載種))</li> <li>・オープンスペース</li> </ul>
埼玉県営吉川公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画公園・緑地。グラウンド以外にもビオトープの保全や観察路の整備が計画されている。</li> </ul>
サイクリングロード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川沿いに整備されており、利根運河を含む対岸を眺めながら、沿川の資源を結ぶ導線となりうる。</li> </ul>
渡し場・河岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつては渡し場・河岸が何箇所もあった。吉川市側では、花輪の渡し、すさきの渡し、深井新田の渡し、尼屋の渡し、六兵衛の渡し(加藤河岸)、羽口の渡し等。流山側でも、深井新田の渡し跡、尼屋の渡し跡、六兵衛の渡し跡、半割の渡し跡、</li> </ul>

羽口の渡し跡等。現状では痕跡は残っていないが、対岸とのつながりを感じられる要素。

## 制約条件

### 法規制

#### 江戸川

一級河川（河川法）

#### 県営吉川公園

都市計画公園・緑地

### 行政計画上の位置づけ

観光資源のネットワーク化：江戸川舟運の推進（野田市総合計画）

水の軸（野田市都市計画マスタープラン）

水辺の拠点（流山市都市計画マスタープラン）

サイクリングロード（流山市都市計画マスタープラン）

親水空間（流山市都市計画マスタープラン）

地域の生態系ネットワークの核（流山市環境基本計画）

河川環境軸（流山市緑の基本計画）

水辺景観（流山市景観形成基本計画）

都市計画公園・緑地（吉川市都市計画マスタープラン）

市で最も自然性の高い場所であり、河川本来の生態的な配慮・身近な自然とのふれあい・オープンスペースの利用による多目的な活用を高めていく場（吉川市緑の基本計画）

江戸川沿いの湿性高茎草本群落の保全、県営吉川公園につながる緑のネットワークの形成、ビオトープの整備、江戸川堤防に自生するフジバカマ（埼玉県 RL 掲載種）の保全（吉川市環境保全指針）

高規格堤防整備区間、防災機能をもった広域的な緑地拠点の形成を図る地区（江戸川沿川整備基本構想）

### 実施中または実施予定の事業

県営吉川公園整備事業：グラウンド等の整備（埼玉県）

江戸川堤防強化事業：堤防の拡幅、河床掘り下げによる採土、またその際のワンド創出等（江戸川河川事務所）

## あり方の検討の視点

### 現況

#### 吉川市側（右岸）

江戸川の水際に沿って連続した空間となっている。背丈の高い草原が幅 10～20mで連続しており、堤防側の河川敷における人の利用（グラウンド・ゴルフ場等）からも遮断さ

れた空間となっている。ホンドキツネ(埼玉県 RL 掲載種)などの哺乳類の移動空間となっていると推測される。市の自然調査隊の調査地にもなっている。

河川敷ではニホンアカガエル(埼玉県 RL 掲載種)の生息も確認されており、良好な湿性環境であると推測される。

河川敷は、県営吉川公園・北越谷ゴルフ場・江戸川広域総合公園・越谷ゴルフ倶楽部吉川コースなどの利用で占有されている。ただし、ゴルフ場エリアでも岸辺の緑地にアクセスすることは可能。各利用区域の境目に湿地・草原が残され、河川沿いの帯的な空間に対して面的な空間となっており、良好な生物生息空間となっていると推測される。

吉川市内ではほとんど分断されることなく、背丈の高い草原が水辺沿いに10~20mほど幅で帯状に連続している。野生生物の貴重な生息・生育空間であると同時に移動空間としても重要である。特に玉葉橋付近は、砂洲があったりヤナギの木が河川沿いに続いているなど、潤いのある景観を呈している。

水際へのアクセス：所々に工事用の道があるほか、人が歩ける程度の踏み後などもあり、水辺に近づくこともできる。

県営吉川公園では、野球等のグラウンドがあり、トイレが設置されている。河川沿いは草原が残されており、公園としてもピオトープや観察路の整備が計画されている。

かつては、野田市・流山市への渡し場は7箇所、河岸は1箇所あったとされている。

#### 野田市・流山市側（左岸）

野田市、流山市側では、河川敷の幅が狭いこともあり施設整備等はされていない。

#### 両岸共通

両岸の堤防上にサイクリングロードが整備されている。

埼玉県営吉川公園のほぼ中央部分にあたる位置に玉葉橋がかかり、野田市とつながっている。玉葉橋での人の通行は歩道によって確保されている。車の通行量は多い。

サイクリングロードでは、ロードレーサータイプの自転車が高速で往来している姿がみられる。

#### 保全・管理の視点

##### 右岸側

河川敷は、ホンドカヤネズミ、ホンダタヌキ、ホンドキツネ、ホンDOIタチ(いずれも埼玉県 RL 掲載種)などの哺乳類の貴重な生息・移動空間となっているほか、鳥類の繁殖・採餌・休息等の場ともなっている。特に長距離に渡って河川沿いをネットワークしている点と、ゴルフ場や公園・グラウンド利用のない場所は比較的良好な湿地環境がまとまった規模で存在している点で自然の重要な拠点となり得る。

水際に連続している高茎草原(ヤナギ等の樹木を含む)においては、保全エリアと活用エリアとのゾーニングを行い、生きものを優先するサツチと人が入って自然に親しむ所とを明確に分けていく必要がある。また、水際以外の河川敷においても現在、利用計画

のないエリアおよび吉川公園のピオトープ整備予定地と水際、更には江戸川との連続性も含め、多様な湿地環境の保全・創出をはかっていく必要があると考えられる。

江戸川や庄内古川の川跡の沼地では沢山のナマズ・シジミ（ドブシジミ：埼玉県 RL 掲載種）が採れ、夏にはクイナやバン（いずれも埼玉県 RL 掲載種）、ニオドリ（もぐっちょ＝カイツブリ）が、冬には沢山のガン（マガン：国 RL・埼玉県 RL 掲載種）の群れやカモ類が飛来してにぎやかだったとの記録がある。

#### 左岸側

堤防の斜面及び河川敷内の自然植生はほぼ一様に管理されているが、植生管理に変化を付けるなど多様性の確保が望まれる。

#### 両岸共通

かつて玉葉橋周辺は、江戸川の中でも有数の美観を呈していた。水際の樹木などを残して優れた景観を創出する可能性はある。

#### 活用・展開の視点

吉川市側から利根運河の江戸川への出口を見ることができる。かつては江戸川沿いに吉川市と野田市・流山市を結ぶ渡し場が多くあったこともあり、渡し舟の再現など、水を通じた活用ができると、利根運河流域との交流や市民の意識向上にもつながると考えられる。特に、陸上からのアクセスが非常に悪い条件にあるため、活用においては新たな資源づくりとして渡し舟の再現が有効であると考えられる。

対岸とのアクセスは、玉葉橋（利根運河から約 600m）と野田橋（吉川市北端・松伏町境北側）のみ。

江戸川堤防上にサイクリングロードが整備されている。歩行者の安全を確保するために、自転車走行時の速度を制限するなどのルールづくりが必要となる。

鉄道からのアクセスは、東武線野田市駅（野田橋まで約 2 km）、運河駅（玉葉橋まで約 2 km）、JR 三郷駅（吉川市最南部の江戸川河川敷まで約 2 km）となっている。レンタサイクルが JR 三郷駅、吉川駅にある。

対岸へ渡る手段として舟運利用の検討も期待される。

#### 関係活動団体・活動内容

##### 野田自然保護連合会

- ・自然環境調査
- ・自然観察会の実施

##### 利根運河の生態系を守る会

- ・自然環境調査
- ・自然観察会の実施

##### 生き物調査隊（吉川市主催）

- ・季節ごとに自然観察を兼ねた調査を実施

埼玉県生態系保護協会吉川支部、「吉川市野鳥の会」  
・自然観察調査協力等

その他特記事項

参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)  
「実施計画(平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)  
「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)  
「流山市都市計画マスタープラン」(平成 17 年 3 月)  
「流山市環境基本計画」(平成 17 年 7 月)  
「流山市緑の基本計画」(平成 18 年 3 月)  
「流山市景観形成基本計画」(平成 18 年 3 月)  
「吉川市環境保全指針」(平成 12 年 3 月)吉川市  
「吉川市環境保全指針策定調査報告書」(平成 10 年 3 月・平成 11 年 3 月)吉川市  
「わたしたちの郷土 - ふるさと編 - 」(平成 13 年 3 月)吉川市教育委員会

エリア名 3 利根川エリア(野田市・柏市・守谷市)



河川敷に広がるゴルフ場



自然植生が発達した利根川

特 徴

利根川東遷によってできた半人工の河川だが、現在では発達した自然植生が連続しているエリア。堤外地は農地やゴルフ場として利用されている。

地域資源	抽出理由・根拠
利根川	・ 河川景観。水辺空間・親水空間。オープンスペース。
ガマンの渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1615 年鷹狩りをしながら巡遊をした徳川家康が舟夫に悪天候に関らず、「我慢をして」舟を渡してもらったことから、「ガマンの渡し」と呼ばれる。</li> <li>・ 鬼怒川開削に伴い、当時の渡し跡よりも 1 キロ下流の鬼怒川左岸に移されている。渡し跡には看板とエノキの大木がある。</li> </ul>

#### 制約条件

##### 法規制

<p>利根川</p> <p>一級河川（河川法）</p> <p>利根川・菅生沼近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）</p>
----------------------------------------------------------------

##### 行政計画上の位置づけ

<p>利根川</p> <p>水の軸（野田市都市計画マスタープラン）</p> <p>実施中または実施予定の事業</p>

#### あり方の検討の視点

##### 現況

<p>河川敷にゴルフ場が占める割合が大きく多目的な利用も可能としている。</p> <p>利根川サイクリング道路の整備が進んでいる。</p>
-----------------------------------------------------------------------

##### 保全・管理の視点

<p>水際部の草地は野鳥などの生息の場となっている。</p> <p>堤防に沿って、樹林の帯が形成されている箇所もあり保全することが望まれる。</p>
----------------------------------------------------------------------------

##### 活用・展開の視点

<p>川を見渡すことができる高見台などがあれば景観をより一層楽しむことができる。</p> <p>右岸側から対岸の木野崎柳耕地や守谷市との間を渡す舟運利用の検討も期待される。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------

##### 関係活動団体・活動内容

<p>野田自然保護連合会：自然環境調査、自然観察会の実施</p> <p>利根運河の生態系を守る会：自然環境調査、自然観察会の実施</p>
----------------------------------------------------------------------

### その他特記事項

クリアビューゴルフクラブと瀬戸集落の間にある湿田環境は生物多様性に富む場としての保全が望まれる。

### 参考文献

- 「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)
- 「実施計画 (平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)
- 「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)

## エリア名 4 鬼怒川エリア (守谷市)



滝下橋から鬼怒川上流の景色



滝下橋から鬼怒川下流の景色

### 特 徴

小貝川と鬼怒川の切り離しにより、分断された板戸井集落を中心としたエリア。鬼怒川の両岸に斜面林が連なり美しい景観を形成している。

地域資源	抽出理由・根拠
鬼怒川	<ul style="list-style-type: none"><li>寛永年間(1624~1644)に流路が開削され、当時の板戸井村台地の岩盤に阻まれ川に段差ができ、水流が滝のようになった。これを利用した舟運が栄え板戸井・野木崎・大木に河岸が形成されることとなった。</li><li>秋になるとサケが遡上。禁猟となる昭和 38 年頃までは、カチカゲ漁 が行われていた。</li></ul>
滝下橋と鬼怒川両岸の風景	<ul style="list-style-type: none"><li>茨城県「茨城百景」に選定。</li><li>昭和31年の滝下橋完成までは、東西に分断された板戸井集落の行き来に渡し船が使われていた。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>左岸の大木集落の谷津はサシバ（国RL掲載種）やイソヒヨドリ（茨城県RDB掲載種）の生息地（平成7年度調査）</li> </ul>
清瀧香取神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>スダジイの大木からなる鎮守の杜。当時人が集い、力自慢をした力石が境内に残る。</li> <li>鬼怒川の川岸から境内に向かい参道が設けられていたが、現在は間を道路が分断してしまっている。</li> <li>かつては、船着場が目の前にあり、紙芝居などが行われ人々の集いの場となっていた。</li> </ul>
清瀧寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>鬼怒川の開削以前は清瀧香取神社と同じ敷地内にあった。開削工事により対岸に移転。</li> <li>敷地内に市指定保存樹木のイチョウとムクロジがある。</li> <li>寺についての由来や保存されている古文書については住職の説明を聞くことができる。</li> </ul>

カチカゲ漁：徒立網漁といい、二人一組で行われる。舟に据え付けた木箱の上に立って下流を見つめ、鮭が遡上してくるのをまち、（木箱の中には火鉢がある）発見するとドテラを脱ぎ捨て、網の両端を持って川に飛び込み、取り囲んだ鮭をもう一人が網に絡めて生け捕りにする。）

#### 制約条件

##### 法規制

鬼怒川
一級河川（河川法）
エリア全域
市街化調整区域（都市計画法）
一部、農用地区域（農振法）

##### 行政計画上の位置づけ

総合計画：左岸・農業系エリア 右岸・集落環境保全エリア
総合計画：右岸・芸術文化交流拠点

##### 実施中または実施予定の事業

--

#### あり方の検討の視点

##### 現況

<p>滝下橋からの鬼怒川と斜面林の景観はとても良いが、高速道路を利用せずに千葉県側へ移動または、守谷市内への移動のため自動車の通行量が非常に多い。橋幅が狭いため、トラックが通過する際にレーンをはみ出してしまうため、大型車は交互通行の必要がある。また、対岸の小中学校へ通う児童の通学路にもあたり、人の通行も時間帯によって</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は多く落ち着いて景色を楽しむことは難しい。

アクセスとしては、市内循環バス（白寿荘・板戸井ルート）のバス停が滝下橋の両岸側にある。

清瀧・香取神社は駐車スペースが設けられている。参道が道路により分断されており、神社の標識が鳥居から外れてしまっている。川岸の参道は水辺すぐ近くまであり、渡しとして機能していた頃を思い出させる感はあるが、付近に危険を知らせる立看板もある。

神社境内は台地の端となっており、ここから西大木地区に延々と広がる耕作地帯が利根川堤防まで一望できる。

西大木の一体は、整然と整備された田園地帯となっている。視界を遮るものが何も無い中で、保食神社の杜が浮島のようにあり、大変目に着きやすい。3 つにゾーン分けされたエリアをローテーションで耕作している。

#### 保全・管理の視点

滝下橋より下流左岸側の斜面林は台地上の大木集落の屋敷林の連なりとなっている。谷津が形成され、斜面林からの連続性で多様な生物の生息地となっており、サシバの重要な生息環境として平成7年度の調査において確認されていることより、今後も環境の維持のための保全・管理が必要。

#### 活用・展開の視点

鬼怒川の付け替えにより分断された集落の渡しの雰囲気が残る清瀧・香取神社と対岸の当時の再現が望まれる。

親水空間がほとんどない中、清瀧香取神社の川側に分断された参道を辿る際は鬼怒川の水辺に最も近づくことができる。但し足場が悪く、柵なども設けられていないこともあり、危険を知らせる看板が立っている。水辺から参道を上る再現ができるよう手入れや、鬼怒川の景色を滝下橋とは違った低い視点から楽しむことのできるスポットとしての活用も考えられる。

#### 関係活動団体・活動内容

自然調査ボランティア

- ・年4回の自然観察会
- ・春秋の植物観察会（市内各所）

#### その他特記事項

#### 参考文献

「平成7年度守谷町自然調査報告書（4）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成9年3月）

- 「守谷わがふるさと 写真でつづる一世紀」(平成 2 年 11 月)
- 「古老に聞いた守谷の昔の話」(守谷市教育委員会：平成 17 年 3 月)
- 「守谷情報・観光マップ」(茨城県守谷市観光協会)

**エリア名 5 清水公園エリア(野田市)**



清水公園内にあるフィールドアスレチック



保全と整備がされた座生調節池

**特 徴**

東武野田線清水公園駅から徒歩圏でつながる清水公園、野田市総合公園、座生川を中心としたエリア。施設整備が整った自然と触れあえる空間として、広く一般市民に利用されている。

地域資源	抽出理由・根拠
野田市総合公園	・ オープンスペース
清水公園	・ 里山景観。「さくら名所 100 選」(約 2,000 本)
座生川 (座生調節池)	・ ミドリシジミ(千葉県 RL 掲載種)、コムラサキ(千葉県 RL 掲載種)の生息地。斜面林。
旧花野井家住宅	・ 国指定重要文化財。

**制約条件**

**法規制**

エリア全域(座生川・座生調節池を除く)  
市街化区域(都市計画法)

**行政計画上の位置づけ**

清水公園  
観光 PR 等の実施(総合計画)

野田市総合公園周辺

緑地レクリエーション拠点（都市計画マスタープラン）

実施中または実施予定の事業

清水公園

標識の設置等

あり方の検討の視点

現況

東武野田線の清水公園駅からつながる総合公園や清水公園、市民の森など、市民の憩いの場となる緑地空間が広がり、住環境としても優れた地域である。

保全・管理の視点

座生川の水辺空間は多自然川づくりの場として適している。

活用・展開の視点

清水公園内にキャンプ場施設があり野外活動や環境教育の場として適している。

関係活動団体・活動内容

野田自然保護連合会

- ・自然環境調査
- ・自然観察会

その他特記事項

参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」（平成 12 年 12 月）

「実施計画（平成 18 年度 - 20 年度）」（平成 18 年 3 月）

「野田市都市計画マスタープラン」（平成 14 年 9 月）

「野田市自然環境調査（野田市総合計画に関する基礎調査）報告書」（平成 6 年 12 月）

エリア名 **6 木野崎柳耕地・大木流作エリア（野田市・守谷市）**



特 徴

鬼怒川と利根川が合流する地点に広大な農地が広がるエリア。一帯が洪水調整のための菅生調節池に含まれる。利根川の旧流路が残存している。

地域資源	抽出理由・根拠
木野崎柳耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園景観。</li> <li>・ チュウヒ（国・千葉県 RLB 掲載種）など鳥類の生息地であり、絶滅の危機に瀕するトンボ類も多数確認されている。</li> </ul>
大木流作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬期チドリ目鳥類が多く確認。</li> <li>・ コミミズク（茨城県 RDB 掲載種）・チュウヒ（国 RLB 掲載種）・サシバ（国 RLB 掲載種）・ハイタカ（国 RLB 掲載種）の生息地</li> </ul>
利根川剣先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イカルチドリ（茨城県 RDB 掲載種）の生息地</li> </ul>
保食神社と西大木の田園風景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大な水田地帯に保食神社の鎮守の杜が浮島のように浮かんでいる。</li> <li>・ 蕎麦作りが行われ、鬼怒蕎麦そばとして知られている</li> <li>・ ハヤブサ（国 RLB 掲載種）・チュウヒ（茨城県 RDB 掲載種）・セイタカシギ（茨城県 RDB 掲載種）の生息地（平成 8 年度調査）</li> </ul>

制約条件

法規制

<p>エリア全域</p> <p>河川区域（菅生調節池：河川法）</p>
-------------------------------------

農用地区域（農振法）  
市街化調整区域（都市計画法）

行政計画上の位置づけ

農業系エリア（守谷市総合計画）  
菅生調節池（国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所）

実施中または実施予定の事業

大木流作地区酪農団地整備事業（平成15年～19年：50%国庫負担）  
・事業主体：茨城県農林振興公社　・草地造成：31.8ha　・施設用地造成：6.9ha  
・畜舎整備：9棟　・家畜排泄物処理施設：6棟  
農地法、河川法の許可が得られたことにより、草地造成や盛土工事をすすめ、水害などにより安定した酪農経営ができない酪農家の不安の解消を目的とした事業。  
菅生調節池事業：利根川左岸堤防に越流堤を設けている。

あり方の検討の視点

現況

ほ場整備された水田等の農地が広がる地域。  
池沼とその周辺のヨシ原には多様な鳥類や希少昆虫類を多数観察することができる。  
利根川堤防上へのアクセスには、野田市との境界の菅生沼付近、鬼怒川沿いは清瀧香取神社付近からとなっている。  
視界を遮るものがなく見渡しが良いが、鉄塔と高圧線が目につく。  
アクセスは自動車または自転車。但し自動車の場合駐車するスペースがない。  
一帯にトイレ・給水施設が一切ない。

保全・管理の視点

池沼部分を広く取り冬期湛水水田を行えば、ガン類の飛来地としても期待できる。  
菅生調節池の整備の中で、テーマ性をもった整備計画の検討が望まれる。

活用・展開の視点

堤防上の散策などは景色が良いが、水辺にアクセスできる場所がない。また堤防上へのアクセスも耕作地が広がっているため限られたポイントからとなる。途中トイレや給水場所、休憩できるようなベンチ、木陰などが必要。  
一帯は計画的な営農が行われており、農作業体験などの指導者を募り、体験の場とすることも可能。  
堤防上からは利根川と鬼怒川の合流地点を見ることができる。  
滝下橋のバス停が一番近い公共交通手段となり、公共交通によるアクセスが悪い。現在は野木崎集落と利根川エリアにある「ガマンの渡し」だが、鬼怒川が開削される以前の当時の渡し跡は、地図によると本エリア内にあったものと推測される。  
広大なオープンスペースに、ほとんど人工構造物が存在していないことから、渡り鳥の

観察の場としての活用に期待される（現在もタカの渡りの観察地として知られている）。

#### 関係活動団体・活動内容

自然調査ボランティア：年 4 回の自然観察会が実施されており、春の鳥の観察会が西大木地区で、春秋の植物観察会は市内各所で行われている。

「日本野鳥の会・茨城県支部」：自然観察会の実施。

「野田自然保護連合会」：自然環境調査・自然観察会の実施。

#### その他特記事項

鬼怒川と利根川の合流点に近いデルタ地帯で、かつては毎年のように台風や洪水被害を受けていた地区。戦後大八洲開拓団が入植し耕作地とした。昭和 31 年に囲繞堤が完成した後は水害の危険から免れるようになったが、同時に越流堤が整備されているため、利根川が危険水位に達した場合は、洪水被害調整のため一帯が浸水する。

大木流作地区酪農団地整備事業により、21 戸の家屋は大木地区へ集団移転。

平成 13 年度に農用地等集団化事業優良地区農林水産大臣賞を受賞している（木野崎柳耕地）。

・野田市の他の拠点やエリアからの陸路のアプローチは飛び地であるため距離がかさみ時間がかかる。

#### 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」（平成 12 年 12 月）

「実施計画（平成 18 年度 - 20 年度）」（平成 18 年 3 月）

「野田市都市計画マスタープラン」（平成 14 年 9 月）

「野田市自然環境調査（野田市総合計画に関する基礎調査）報告書」（平成 6 年 12 月）

「常陽新聞」（2003 年 6 月 18 日）

「大八洲開拓史」（大八洲開拓農業共同組合：昭和 50 年 2 月）

「守谷わがふるさと 写真でつづる一世紀」（守谷町：平成 2 年 11 月）

「平成 7 年度守谷町自然調査報告書（4）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 9 年 3 月）

エリア名 7 立沢地区エリア (守谷市)



特 徴

工業団地と住宅団地にはさまれつつも、斜面林や谷津の緑が固まって残っているエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
高崎地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>斜面林の林床がよく管理され、水田づくりも行われている。</li> <li>市民団体による里山づくりが進められている里山景観</li> <li>アオバズク(茨城県 RDB 掲載種)の生息地(平成7年度調査)</li> </ul>
香取神社周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>香取神社の南西側に谷津が広がる。休耕田となりセイタカアワダチソウやオギの群落となっている。</li> <li>境内に市指定保存樹木のスギがある。</li> <li>サシバ(国 RL 掲載種)やアオバズク(茨城県 RDB 掲載種)の生息地。(平成7年度調査)</li> </ul>
四季の里公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路と花菖蒲園を中心とした谷津を活かした親水公園。</li> <li>斜面林下の台地から湧水が出ている。</li> <li>アヤマ祭りが、6月上旬に開催される。毎年多くの人を訪れている。</li> <li>ハナショウブの季節は緑にあふれるが、冬場の景観は寂しい。</li> </ul>
守谷高校付近の道 路元標	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置時代不詳</li> </ul>

道路元標：旧道路法で各市町村に一個ずつ府県知事が場所を指定し設置。通常、市町村役場の前か、市町村を通る主要な道路同士の交叉点に設置されていた。

## 制約条件

### 法規制

市街化調整区域、一部、市街化区域（都市計画法）

### 行政計画上の位置づけ

守谷市総合計画：集落環境保全エリア  
緑の基本計画：優れた自然・歴史・文化にふれる緑の拠点

### 実施中または実施予定の事業

## あり方の検討の視点

### 現況

緑の中の散策や自然観察などの環境学習の場としての利用ができる里山づくりをしている活動団体のフィールドがあり、谷津田景観が広がっているが一部休耕田となっている。

### 保全・管理の視点

同じエリア内の道路を挟み対岸に広がる休耕田の活用や斜面林の保全が出来ることが望ましい。  
四季の里公園は守谷高校に隣接しており、環境学習のフィールドとしての活用や維持管理作業への参加も可能。石組の水路とハナショウブを中心とした親水公園であるが、初夏に注目のハナショウブやアヤメが集中しており、四季を通じて楽しむことのできる植栽やプログラムなどが必要。

### 活用・展開の視点

四季の里公園におけるアヤメ祭りや、もりや学びの里を中心としたアークスプロジェクトなど、市外から来訪者を期待できる地域において、休耕田活用の活動をより気軽に参加できる形に発展させることで、市外の参加者を取り込める可能性がある。  
企業の CSR 活動の活発化などがある中、アサヒビールやコダックなどの企業を取り込んだ保全管理活動を展開することも可能。

### 関係活動団体・活動内容

立沢里山の会  
高崎地区の休耕田（約 2ha）を利用し、田植えや稲刈り、自然観察のイベント実施や、草刈り、看板設置などの整備活動を実施。平成 12 年度の守谷市休耕田活用事業として募集したボランティアが運営開始のきっかけとなっている。  
自然調査ボランティア  
年 4 回の自然観察会が実施されており、春秋の植物観察会は市内各所で行われている。

### その他特記事項

アサヒビール茨城工場がエリアに隣接。平成 9 年度自然調査では、工場内にある調節池にはヨシやヒメガマが茂り、水鳥の繁殖が確認されている。工場見学（年中無休、要予約）には、環境への取組みの紹介も含まれている。60メートルの高さの展望台からは関東平野が一望できる。

もりや学びの里がエリアに隣接。廃校となった旧大井沢小学校を利用して平成 8 年に作られた生涯学習施設で、茨城県事業である「アークスプロジェクト」（アートのあるまちづくり事業）のスタジオも兼ねている設。

常磐自動車を挟み本エリア東側には、0.4haの市民農園が開設されており、市報を通して一般公募で使用者を募っている。

### 参考文献

#### 守谷市ホームページ

「平成 9 年度守谷町自然調査報告書（6）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 11 年 3 月）

「平成 7 年度守谷町自然調査報告書（4）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 9 年 3 月）

## エリア名 8 野田市スポーツ公園エリア（野田市）



野田市スポーツ公園（ゴルフ場）



三ツ堀里山自然園（案内版）

### 特 徴

利根川の河川敷から西側に広がる、三ツ堀里山自然園として整備された谷津をはじめ、里地・里山環境が連なるエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
三ツ堀里山自然園	・ 谷津田景観。斜面林。キンランの生育地・メダカの生息地 (共に国・千葉県 RL 掲載種)。
野田市スポーツ公園	・ オープンスペース(イベント広場)。
遍照院の巨樹群	・ エノキの巨樹、特徴ある幹のムクノキなど、名木が揃う。
木野崎城址	・ かつての城跡(今は姿を見ることはできない)。

### 制約条件

#### 法規制

<p>エリア全域</p> <p>市街化調整区域(都市計画法)</p> <p>一部、農用地区域(農振法)</p> <p>野田市スポーツ公園</p> <p>都市緑地(都市緑地法)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------

#### 行政計画上の位置づけ

<p>野田市スポーツ公園</p> <p>スポーツ公園の整備(総合計画)</p> <p>緑地レクリエーション拠点(都市計画マスタープラン)</p> <p>三ツ堀里山自然園</p> <p>野鳥の森整備計画(都市計画マスタープラン) 三ツ堀里山自然園</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 実施中または実施予定の事業

<p>野田市スポーツ公園</p> <p>都市公園事業：豊かな水とみどりの利根川河川敷を有効利用し、市民のスポーツ、レクリエーションの中核として地域振興に寄与し、それらを通じて豊かな自然に親しめる広域的都市緑地として整備</p> <p>三ツ堀里山自然園</p> <p>市民公募により「三ツ堀里山自然園を育てる会」を立上げ管理運営が行われている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### あり方の検討の視点

##### 現況

<p>里地・里山環境が連なり、広い空間を有する地域。</p>
--------------------------------

##### 保全・管理の視点

<p>三ツ堀里山自然園、野田市スポーツ公園ともに、人を呼び込むことを前提とした空間であるが、身近な野生動植物にも出会う場としての整備が望まれる。</p>
------------------------------------------------------------------------------

#### 活用・展開の視点

里地・里山の生活体験の場や環境学習の拠点として適している。  
イベント広場から遍照院の巨樹群（エノキ・ムクノキの巨樹が多い）の四季の変化が楽しめる。

#### 関係活動団体・活動内容

三ツ堀里山自然園を育てる会：管理運営  
野田自然保護連合会：自然環境調査・自然観察会の実施  
みどりのふるさとづくり実行委員会：植樹・環境管理の実施

#### その他特記事項

利根川の川原では、江戸時代に記された「利根川図誌」にも載っている天下の奇祭「どろんこ祭」が近年まで続けられていた。その名残の池が三ツ堀香取神社下、利根川原に残る。

#### 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)  
「実施計画(平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)  
「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)  
「野鳥の森基本計画」(平成 13 年 3 月)  
「野田市自然環境調査(野田市総合計画に関する基礎調査)報告書」(平成 6 年 12 月)

### エリア名 9 中央の杜エリア(野田市)



中央の杜(野田市役所隣接)



市役所上層階からの樹林の眺望

#### 特 徴

野田市役所周辺に残された発達した樹林地からなるエリア。大部分が「中央の杜」として保全されている。

地域資源	抽出理由・根拠
中央の杜	・ ヤマユリ、キンラン・ギンラン（千葉県 RL 掲載種）の生育地。平地林。

#### 制約条件

##### 法規制

エリア全域
市街化調整区域（都市計画法）

##### 行政計画上の位置づけ

中央の杜
中央の杜の保全（総合計画）
緑地レクリエーション拠点（都市計画マスタープラン）

##### 実施中または実施予定の事業

--

#### あり方の検討の視点

##### 現況

野田市役所を取り囲むようにヤマユリやラン類の自生地にもなっている緑豊かな中央の杜と、明治大正の醤油産業を中心とした歴史的な商工業施設、東武野田線の野田市駅、愛宕駅から広がる中心市街地の形成といった、都市と自然、歴史と現代が混在する空間。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 保全・管理の視点

野田市役所の上層階から、中央の杜を起点とする樹林地が広がる壮観な景観を認識することができる。その一部はゴルフ場の緑地だが、ゴルフ場の生態学的な価値を高めることができれば、自然と共生する都市としての価値をより一層高めることができる。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 活用・展開の視点

中央の杜は市民が集まる市役所を起点として、市民の意識啓発の場として位置づけ市民への環境教育の展開が期待される。
---------------------------------------------------------

##### 関係活動団体・活動内容

野田自然保護連合会：自然環境調査・自然観察会の実施
みどりのふるさとづくり実行委員会：植樹・環境管理の実施

##### その他特記事項

--

参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)
「実施計画(平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)
「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)

エリア名 10 中心市街地エリア(野田市)

市民会館(国登録文化財)	野田の醤油発祥地(石碑)

特 徴

野田市の行政、文化、産業の中心地として発展し、野田の伝統産業・歴史・文化を発信する賑わいと活力に満ちたまちを将来像とするエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
愛宕神社本殿	・ 県指定文化財(有形)
野田の醤油発祥の地	・ 市指定文化財(史跡)
市民会館	・ 国登録文化財(有形)(大正 13 年竣工)。
郷土博物館	・ 醤油醸造絵馬、押絵額など。
旧野田商誘銀行 (現千秋社)	・ 歴史的建造物(大正 15 年竣工)。
興風会館	・ 国登録文化財(有形)(昭和 4 年竣工)。
キッコーマンもの知り しょうゆ館	・ 歴史文化の学習の場
キッコーマン野田第 2 工場れんが蔵	・ 歴史的景観
キッコーマン御用蔵	・ 歴史的建造物(宮内庁御用達の天然醸造醤油)
キノエネ醤油	・ 歴史的建造物。天保元年(1830)創業。
高梨本家上花輪歴史館	・ 高梨氏庭園：国指定「名勝」。

## 制約条件

### 法規制

#### エリア全域

市街化区域（都市計画法）

#### 行政計画上の位置づけ

#### 中心市街地のまちづくり

都市機能を集積するとともに、歴史的資源や自然環境を活かし、魅力ある都市景観の形成、歴史的街並みの保存を推進（総合計画）（都市計画マスタープラン）

中心市街地商業等活性化関連事業（総合計画）

#### 実施中または実施予定の事業

## あり方の検討の視点

### 現況

明治大正の醤油産業を中心とした歴史的な商工業施設、東武野田線の野田市駅、愛宕駅から広がる中心市街地で、歴史と現代が混在する空間。

現在、ガイドの会による解説ツアーが実施されている。

### 保全・管理の視点

歴史的な街並みを保存するとともに、魅力ある個性的なまちづくりのテーマを設定することによる統一感ある都市景観を形成する。

文化財を保存する。また郷土の文化意識の育成のため、郷土資料の収集、整理・保管、調査・研究を進める。

### 活用・展開の視点

歴史的な街並み、文化遺産の保存と継承、博物館機能の充実が総合計画で謳われている。パンフレット、ガイドブックのみならず、野田市駅、愛宕駅、市役所を起点とした案内ルートや時代設定に合わせた案内標識を設けることで、より一層の活用が期待できる。

### 関係活動団体・活動内容

## その他特記事項

## 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」（平成 12 年 12 月）

「実施計画（平成 18 年度 - 20 年度）」（平成 18 年 3 月）

「野田市都市計画マスタープラン」（平成 14 年 9 月）

エリア名 11 野木崎地区エリア（守谷市）



野木崎新山の斜面林



野木崎下川岸の耕作地

特 徴

利根運河の開削以前から利根川・鬼怒川を利用した舟運の交通要所として早くから栄えたエリア。現在は台地沿いに斜面林が連なり、その下に広大な農地が広がる地帯となっている。

地域資源	抽出理由・根拠
野木崎香取神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県緑地環境保全地域（0.53ha）、守谷市指定緑地。</li> <li>・ スダジイを主とした照葉樹で構成された斜面林が野木崎新山から正安寺まで台地縁に続いており、台地下の低地に田園地帯が広がる。</li> <li>・ フクロウ・サシバ（国 RL 掲載種）の生息地（平成 9 年度調査）</li> </ul>
野木崎下川岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鬼怒川・利根川の舟運により、早くから交通の要所として繁栄し、水茶屋が立ち並び文化交流の拠点となっていた。</li> <li>・ 大正 2 年の鉄道運行までは大変な賑わいであったが、現在では、当時の賑わいを想像させる建造物や史跡などは残っていない。</li> <li>・ 秋のタカの渡り調査ポイント。例年オオタカ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）、サシバ（国 RL 掲載種）などの渡りが確認。</li> </ul>
野木崎新山の斜面林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守谷 S A の西側に続く斜面林。常磐自動車道を挟んで高野地区から一連となっている。</li> <li>・ 斜面からしみだしたしぼれ水による水溜りや谷津の湿地が残る。</li> <li>・ 「新山ホタル愛好会」によるホタル水路の整備とホタルの放流がされている。</li> <li>・ サシバ（国 RL 掲載種）、ハヤブサ（国 RL・県 RDB 掲載種）の生息地。（平成 9 年度調査）</li> </ul>
正安寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財の真薬師如来像が保管されている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寅薬師如来の靈験が、あらゆる病気を治してくれるということから、第2次世界大戦以前までは埼玉県・群馬県、千葉県銚子地方の沿岸から水運を利用して多くの参拝者で賑わった。</li> <li>・ 現在は、12年に1回、寅年にご開帳。</li> </ul>
家康水飲み井戸跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳川家康が鷹狩りをしながら巡遊した際、椎名家に滞在し使用したといわれている井戸。</li> <li>・ 現在井戸はなく史跡標識のみがある。</li> <li>・ 個人の所有地内にあるため立入に管理者の確認が必要</li> </ul>
エノキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守谷市指定天然記念物。樹齢約300年、均整のとれた枝張り。</li> <li>・ 道路沿いに残っており、市内循環バスのバス停がある。</li> </ul>
利根川・鬼怒川 アンバサマ信仰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県稲敷郡桜川村大字阿波に鎮座する大杉神社</li> <li>・ 利根川水系流域の船頭の信仰を集め、守谷の高野・大木・野木崎・板戸井で盛んとなった信仰。大正中期まで、大杉神社へ参詣していた。舟運によってもたらされた文化の一つ。</li> </ul>
利根川・鬼怒川 干鰯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量に水揚げされた鰯を農業用肥料として用い、九十九里から舟運を使い運ばれた。</li> <li>・ 野木崎の間屋が取り扱い業者となり、流通機構が整備され、需要が盛んになり地域の農業生産の拡大を促した。</li> </ul>
お玉ヶ池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水茶屋の娘のお玉さんが入水自殺した池ということから名づけられた。</li> <li>・ 現在はコンクリートで護岸された池となっている。</li> </ul>

#### 制約条件

##### 法規制

<p>エリア全域</p> <p>市街化調整区域（都市計画法）</p> <p>野木崎香取神社</p> <p>茨城県緑地環境保全地域（茨城県自然環境保全条例）</p> <p>守谷市指定緑地（守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例）</p> <p>野木崎香取神社・新山斜面林一帯</p> <p>茨城県設鳥獣保護区（鳥獣保護法）</p> <p>利根川左岸の農地</p> <p>農用地区域（農振法）</p> <p>行政計画上の位置づけ</p> <p>守谷市総合計画：農業系エリア</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 実施中または実施予定の事業

--

### あり方の検討の視点

#### 現況

下河岸の堤防から利根川を望むことができる。また、堤防上から香取神社方向を見渡すと台地上の集落の屋敷林や台地縁の斜面林の連なりが一望できる。 下河岸には現在 6 戸の家屋が残っているのみ。近くに明治乳業の工場が建つ。当時の舟運の賑わいを連想させるものは何も残っていない。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 保全・管理の視点

利根川堤防から守谷市を望むと、台地端に斜面林が連なり緑のカーテンが出来ている。この斜面林は、常磐自動車道を挟み高野地区から連続するものとなっており、利根川対岸からの眺望でもこの地区のシンボリック要素となりうる。 新山斜面林には、活動団体によるホタル水路があり、昨年 5、6 匹の生息が確認されている。 一級河川の大野川にあるお玉ヶ池は歴史的な由来があり、観光スポットとしても紹介されているが、一方でそれを示す看板などは設置されていない。付近では美観の維持のためのボランティアによる清掃活動が行われている。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 活用・展開の視点

利根運河の開削前後での舟運・交通の要所であるが、当時の賑わいを感じさせるものが残っておらず再現は難しい。但し史跡や関連寺院などが集積しているところであり、また利根川の堤防上へのアクセスや、水辺へ近づけるポイントではある。 当時の河岸の賑わい再生は難しいが、利根川を渡る手段が有料の新大利根橋や常磐自動車道もしくは坂東市を回り芽吹大橋を利用する必要があり、利根運河エコパークとして利根川を挟み対岸へより気軽に人の移動が可能となるために、野田市の飛び地もあることから柳耕地のある木野崎柳耕地・大木流作エリアもしくは、本エリア内の下川岸、大木の道路が終了している地点からの渡し等の再現が望まれる。 徳川家康に関する史跡は残っているが、公共交通のアクセスはなく、自転車または自動車の利用が望ましいが、駐車スペースがない。 各資源にアクセスが便利なバス停はないが、エリアへのアクセスとしては市内循環バス（白寿荘・板戸井ルート）を利用することができる。また、このルートは同じく鬼怒川沿いエリアのアクセスにも利用できる。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 関係活動団体・活動内容

自然調査ボランティア：年 4 回の自然観察会が実施されており、秋の鳥の観察会では利根川堤防にて「タカの渡り観察」を春秋の植物観察会は市内各所で行われている。 新山ホタル愛好会：新山の斜面林にホタル水路を整備し、平成 13 年に放流を実施し、現在も市からの補助を受け維持管理活動を行っている。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### その他特記事項

都市計画道路が平成 6 年 3 月に計画決定。これにより「供平・板戸井線」が斜面林と大野川に並行して、エリアを南北に通過することになる。

常総運動公園がガマンの渡し近くに整備されている。運動場のほか体育館やスポーツ施設が完備されている。

大利根運動公園が野木崎下川岸の堤外地に整備されている。サッカー場、水道と簡易トイレがあるが、木陰などはない。増水時には水没してしまうが、数少ない水辺に近づける空間。

### 参考文献

「守谷わがふるさと 写真でつづる一世紀」(守谷町：平成 2 年 11 月)

「守谷町史」(守谷町：昭和 60 年 3 月)

「守谷町自然調査報告書(4)」(守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 9 年 3 月)

## エリア名 12 大柏地区エリア(守谷市)



保全平地林内の樹木標識



市役所駐車場南側の谷津

### 特 徴

つくばエクスプレスの開業に伴い、開発が続く守谷市中心部にあたる市役所の周辺にある平地林とそれに続く谷津からなるエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
平地林	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 9 年度より守谷市の平地林保全特別対策事業により整備された平地林。</li><li>敷地入り口にゲートが設けられ、樹木の識別標識もつけられている。</li></ul>

大柏新田の谷津 ・ フクロウやサシバ（国 RL 掲載種）、アオバズクの生息・採餌が可能となっている。  
・ 大柏里山の会の活動フィールド

#### 制約条件

##### 法規制

##### エリア全域

市街化調整区域（都市計画法）

##### 行政計画上の位置づけ

緑の基本計画：優れた自然・歴史文化にふれる緑の拠点

守谷市総合計画：公園・緑地系エリア

##### 実施中または実施予定の事業

#### あり方の検討の視点

##### 現況

市の平地林保全対策事業指定の保全平地林が散策にむいている。平地林沿いに歩くと起伏があり、坂を降りたところに湿地が広がる大柏新田の谷津と昔ながらの集落が残っている。

##### 保全・管理の視点

市保全平地林においては自然保護と環境教育の場としての活用を目的に、雑木林の再生による野外観察園づくりが進められており、観察ルートや観察用サインを整備し観察会が実施されている。より多くの市民が参加できるイベント等が検討されている。  
個人所有の敷地が道路を挟み対岸に広がっており、所有の看板が立っている。現状では保全平地林と比べると管理が必要であるが、貴重な平地林となっているが、保存が望まれる。

##### 活用・展開の視点

市役所のシンボルタワーを利用することで、今回の調査対象となっている他市の状況も望むことができ、立沢エリアに隣接するアサヒビール工場の展望台と共に、今回の調査対象範囲を一望できるポイントとなる。

市内循環バスを利用してもアクセスでき、守谷市内の散策の玄関口として良いスポットとなる。

##### 関係活動団体・活動内容

##### 大柏里山の会

大柏谷津田の草刈り、ゴミ収集などを行いホタルの飛び交う自然を取り戻す活動を行っている。

### 自然調査ボランティア

年4回の自然観察会が実施されており、春秋の植物観察会は市内各所で行われている。

### その他特記事項

市役所シンボルタワーは8階建の高さがあり、市内を一望できる。天気の良い日には、富士山をはじめとする山々まで見渡すこともできる。土日も一般開放されている。守谷市役所の庁舎は平成19年春公開予定の映画「フローズンライフ」のロケ地となっている。

### 参考文献

「平成9年守谷町自然調査報告書(6)」(守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成11年3月)

## エリア名 13 吉川市田園エリア(吉川市)



水田地域



土水路も残っている

### 特 徴

一面に広がる水田地域が、吉川らしさを象徴するエリア。市街化区域を除くほぼ全域が農業振興地域・農用地区域であり、その多くが稲作地帯となっている。田園風景は吉川八景にも選ばれている。

地域資源	抽出理由・根拠
水田	・ 吉川八景 ・ 水田および農業用水路は、ヘイケボタル(埼玉県 RL 掲載種)、ナマズ(埼玉県 RL 掲載種)、メダカ(国 RL・埼玉県 RL 掲載種)、ドジョウ等の生き物の生息の場
吉川郷土資料館	・ 吉川市の歴史文化を辿る拠点施設
定勝寺銅鐘	・ 埼玉県指定文化財(歴史資料) ・ 二郷半領の由来などが刻まれており吉川の歴史を知る上で貴重な資料

定勝寺仁王門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉川市指定文化財（建造物）</li> <li>・埼玉県内に4か所しか現存しない八脚門の三棟造りの貴重な建造物</li> </ul>
定勝寺ケヤキ・エノキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定保護樹木</li> <li>・地域のランドマーク（巨木）</li> </ul>

制約条件

法規制

<p>エリア全域</p> <p>農用地区域（農振法）（JR 武蔵野線、常磐自動車道沿いの地区、保原・中割・川岸地区および小学校等の施設用地を除く）</p> <p>保存樹（吉川市みどりの条例）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------

行政計画上の位置づけ

<p>都市計画マスタープラン：木売・高久・中曽根にかけての武蔵野線沿線エリアおよび三輪野江をはじめとする常磐自動車道沿線エリアが住宅系地域に位置づけられている</p> <p>環境保全指針：水路の浄化と水生生物の生息環境の保全と創造、社寺林・屋敷林の保全</p> <p>実施中または実施予定の事業</p> <p>都市計画道路（三郷流山線：4車線・27m）の整備計画有り（三郷市との市境沿い）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

あり方の検討の視点

現況

<p>水田が大規模な面として広がっている地域であり、市民にとっての原風景となっている。大規模なオープンスペースでもあり、特に冬場は生態系上位種である猛禽類の狩り場としても活用されている。オオタカ(国 RL・埼玉県 RL 掲載種)、チョウゲンボウ、ノスリ(いずれも埼玉県 RL 掲載種)などの生息が確認されている。</p> <p>かつては一面の水田地域だった所も、部分的に畑地やハウス、駐車場、資材置場等に用途転換されている。</p> <p>農業用水路は護岸のコンクリート整備、柵の整備、水質の悪化などにより身近な水辺から遠ざかっているが、市内にはまだ土水路も多く残されており、ヘイケボタルやメダカ、ナマズ(いずれも埼玉県 RL 掲載種)などの生息が確認されているところもある。</p> <p>地域内の鶏舎ではシラコバト(国 RL・埼玉県 RL 掲載種)の飛来が確認されている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

保全・管理の視点

<p>農地の持つ多面的機能を考慮した環境と調和した農業の実施。</p> <p>吉川市のまちづくりのシンボルでもある“ナマズ”の生息できる水田および農業用水路等の環境の保全・再生</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------

### 活用・展開の視点

上内川地区に市民農園があり、市民による農業体験のイベントなどが行われている。吉川市のシンボルである“ナマズ”を生かした環境づくり、歴史文化資源の掘り起こし、食文化の伝承、またそうした資源を生かした環境学習プログラムの開発、エコツアーの実施など、自然の保全と地域づくりを兼ねた取り組みの可能性がある。

### 関係活動団体・活動内容

埼玉県生態系保護協会吉川支部

- ・市内をフィールドとした自然観察会の実施
- ・市が実施する市内自然環境調査への協力 等

### その他特記事項

### 参考文献

- 「吉川市環境保全指針」(平成12年3月)
- 「吉川市環境保全指針策定調査報告書」(平成10年3月・平成11年3月)
- 「わたしたちの郷土 - ふるさと編 - 」(吉川市教育委員会：平成13年3月)

## エリア名 14 今上耕地エリア(野田市・流山市)



今上耕地の水田



今上耕地内にある女躰神社

### 特 徴

東側は下総台地に隣接する江戸川沿いに拓けた広大な低地に発達した農地エリア。利根運河の開削以前は、南の新川耕地とつながってさらに大きな水田地帯だった。

地域資源	抽出理由・根拠
今上耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園景観。</li> <li>・ コミミズク・タゲリ・タシギ（千葉県 RL 掲載種）などの野鳥の越冬地。</li> <li>・ 渡りの途中にはムナグロ・チュウシャクシギ（千葉県 RL 掲載種）などの野鳥の渡来地となっている。</li> </ul>
六社神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社寺林を有する神社。</li> <li>・ 近くに大杉神社があり、舟形の御輿が安置されている。</li> </ul>

#### 制約条件

##### 法規制

今上耕地	市街化調整区域（都市計画法）、農業振興地域・農用地区域（農振法）
------	----------------------------------

#### 行政計画上の位置づけ

今上耕地	<p>農道の整備（総合計画）</p> <p>優良農地の保全：田園風景や自然環境の積極的な保全（野田市都市計画マスタープラン）</p>
------	--------------------------------------------------------------------

##### 実施中または実施予定の事業

今上耕地	県営ほ場整備事業が完了した地区における未舗装の農道を整備（野田市総合計画）
------	---------------------------------------

#### あり方の検討の視点

##### 現況

中央に松戸野田有料道路が通り自然的（鳥類の休息場など）、社会的（環境学習の場など）として見た場合には課題がある。
----------------------------------------------------------

##### 保全・管理の視点

<p>交通の便が良い地域であるため、休耕田化や残土の埋立てなどへの対応が課題。</p> <p>広大な田園環境を有し、渡り鳥の中継地としての場づくりの可能性はある。</p> <p>今川耕地内にある水路は三面コンクリートの整備がされており、生物多様性の点からは課題がある。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### 活用・展開の視点

逆に交通の便が良い地域であるため、都市住民を呼び込む上では利点もある。そのための魅力的な仕掛けが必要である。
--------------------------------------------------------

関係活動団体・活動内容

野田自然保護連合会：自然環境調査・自然観察会の実施  
利根運河の生態系を守る会：自然環境調査・自然観察会の実施。

その他特記事項

今川耕地内には2ヶ所の女神社があり開拓の歴史が刻まれている。

参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成12年12月)  
「実施計画(平成18年度-20年度)」(平成18年3月)  
「野田市都市計画マスタープラン」(平成14年9月)  
「野田市自然環境調査(野田市総合計画に関する基礎調査)報告書」(平成6年12月)

エリア名 15 江川・三ヶ尾エリア(野田市)



大谷津景観が広がる江川地区



江川耕地に接する斜面林

特徴

水田や水路などの水辺環境と連続性を持った斜面林が一体化し、典型的な谷津環境が残っているエリア。この大規模な谷津地形は、かつての三ヶ尾沼の一部だった。利根運河はこの地形をうまく利用して開削された。

地域資源	抽出理由・根拠
江川・三ヶ尾	
江川	・ 河川景観。メダカ(国・千葉県 RL 掲載種)、トウキョウダルマガエルやニホンアカガエル(共に千葉県 RL 掲載種)の生息地。
江川耕地	・ 谷津田景観。オオタカやサシバ(国・千葉県 RL 掲載種)の採餌地。

瀬戸の谷津	・ 谷津田景観。サシバ（国・千葉県 RL 掲載種）の採餌地。
瀬戸の斜面林	・ 斜面林。サシバ（国・千葉県 RL 掲載種）の生息地。
三ヶ尾の斜面林	・ 斜面林。オオタカ（国・千葉県 RL 掲載種）の生息地。 キンラン・ギンラン（千葉県 RL 掲載種）の生育地。
二ツ塚	
二ツ塚の森	・ 里山景観。オオタカの生息地（国・千葉県 RL 掲載種）、 キンラン・ギンラン（千葉県 RL 掲載種）の生育地。
二ツ塚の谷津	・ 谷津田景観。ヒメアカネやヘイケボタル（千葉県 RL 掲載種） の生息地。

#### 制約条件

##### 法規制

##### エリア全域

市街化調整区域（都市計画法）

農業振興地域（農振法）

##### 行政計画上の位置づけ

##### 江川・三ヶ尾

自然環境保護対策基本計画の策定

野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例が平成 19 年 4 月 1 日より施行される。

##### 実施中または実施予定の事業

##### 自然環境保護対策

- ・ 農業生産法人を設立し約 33ha の農地を取得する。うち、約 16ha は NPO 等の協力を得て保全管理を行い、約 17ha は有機農法による水稲耕作田と市民農園を整備する。
- ・ 周辺斜面林については保全を推進するための市独自の条例を定める。

#### あり方の検討の視点

##### 現況

谷津田の広い範囲に渡り耕作放棄が進み、かつての里地・里山に見られた多種多様な生物の種類や数に変化が出てきている。

平成 18 年 10 月に農業生産法人を設立し、有機農法による自然保護を第一に考えた農業を展開するための準備が進められている。

##### 保全・管理の視点

野田市による“自然と共生する地域づくり（自然環境保護対策基本計画）”の具現化が進められている。

野田市の貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例の制定が進められている。

伸びやかな谷津田の景観を巨大な鉄塔と高圧電線が遮っている。

江川排水路はコンクリート護岸された直線水路となっており、生物多様性、景観の観点から、多自然水路への改修が望まれる。

エリア上流部は宅地化が進み、生活排水の流量・水質の面で課題がある。

#### 活用・展開の視点

野田市による“自然と共生する地域づくり（自然環境保護対策基本計画）”の具現化が進められている。

NPO等による、希少動植物に配慮した休耕田管理のモデルとして、注目される。

農業生産法人の「野田自然共生ファーム」による市民農園の開設準備が進められており多数の地域住民・都市住民を呼び込むことが課題である。さらに、野生動植物に最大限の配慮をして生産される有機栽培米についてはブランド化に向けた展開も必要である。

#### 関係活動団体・活動内容

野田自然共生ファーム：農業生産法人として農地の管理運営。

野田自然保護連合会：自然環境調査・自然観察会の実施。

みどりのふるさとづくり実行委員会：環境管理の実施。

利根運河の生態系を守る会：自然環境調査・自然観察会の実施。

#### その他特記事項

総合計画に謳われている「農業経営の支援（援農制度の確立、農業公社設立の検討）」「農業と市民のふれあいの推進（市民農園設置の推進、地場製品の普及推進）」の場としてのモデルとして適している。

#### 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」（平成 12 年 12 月）

「実施計画（平成 18 年度 - 20 年度）」（平成 18 年 3 月）

「野田市都市計画マスタープラン」（平成 14 年 9 月）

「自然環境保護対策基本計画」（平成 16 年 3 月）「同・見直し計画書」（平成 18 年 3 月）

エリア名 16 下三ヶ尾・理窓公園エリア（野田市・流山市）



理窓会記念自然公園内の標識



理窓会記念自然公園の池

特 徴

利根運河北の東京理科大の敷地内に整備された自然公園を含むエリア。かつての三ヶ尾沼を中心とした谷津のひとつがそのまま公園の区域となっている。

地域資源	抽出理由・根拠
理窓会記念自然公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京理科大学の同窓会が開設した公園。</li> <li>まとまった樹林や里山景観、水辺景観が保全されている。</li> <li>カワセミ（千葉県 RL 掲載種）等が観察できる。</li> </ul>
山崎宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代の宿場にちなんで常夜灯を復元。</li> </ul>

制約条件

法規制

エリア全域

市街化区域、一部、市街化調整区域（都市計画法）

行政計画上の位置づけ

実施中または実施予定の事業

流山市総合計画前期基本計画実施計画

運河の森調査事業

利根運河架橋整備事業

## あり方の検討の視点

### 現況

#### 理窓会記念自然公園

- ・ 谷津田がそのまま自然公園となっており、カワセミ等の野鳥の観察ポイントとなっている。また、水辺も整備されている。
- ・ まとまった樹林や水辺環境が保全されており、ハンノキ林にミドリシジミの姿を見ることができる。
- ・ 流山市では、理窓会自然記念講演と対岸の運河散策の森、東深井地区公園とをひとつのテーマでまとめ、「運河の森」として活用・展開の方策を検討している。
- ・ 近年、流山市では、この地域の観光資源としての回遊性を高めるとともに、分断されているコミュニティをつなぐという観点から、この地域に新たに架橋を設けるかどうかの検討がなされている。

### 保全・管理の視点

民有地であるため、行政上の位置づけがないが、地権者は学校法人であるため、保全についてはある程度の担保性を維持することができると考えられる。

さらに良好な環境を保つために、公園管理者と協定と結び、地域住民・行政と協働で公園の管理計画を策定する等、地域の生態系ネットワークの核として、積極的に位置づけるような考え方もできる。

国道 16 号沿いの湿地は、利根運河に接した位置にある生物多様性に富んだ水辺景観が広がる場所となっており、保全することが望まれる。

### 活用・展開の視点

谷津田の原風景として、利根運河周辺地域の谷津田の再生のお手本となる景観がある。現在、東京理科大学の OB 会によって維持・管理されている「理想記念自然公園」は、谷津地形を利用して整備されており、樹林に囲まれた低地部は「カワセミの池」「白鳥の池」となり、市民に親しまれていることから、大学との連携の可能性がある。

自然観察会や環境教育の場として、定期的にくいつかのプログラムを提供し実施することが考えられる。

かつてこの地域に広がっていたシイ・カシなど照葉樹の割合が高いなど自然度が高く、また面積が広く起伏もあり自然観察に最適なフィールドである。

利根運河（南部）からのアプローチはし易いが、北・東部からのアプローチは少ない。

### 関係活動団体・活動内容

「東京理科大学理窓会」：自然環境調査（鳥類調査）

「利根運河の生態系を守る会」：自然環境調査・自然観察会の実施。

### その他特記事項

#### 理窓会記念自然公園

東京理科大学の同窓会組織「理窓会」が中心となり、卒業生や協賛者から寄付金で整備された公園。そのため法律上の都市公園としては位置づけられていない。

### 参考文献

東京理科大学理窓会ホームページ

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)

「実施計画(平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)

「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)

「野田市自然環境調査(野田市総合計画に関する基礎調査)報告書」(平成 6 年 12 月)

「歩いて見よう利根運河」(江戸川の自然環境を考える会 / 自然通信社 ; 平成 11 年)

## エリア名 17 高野地区エリア(守谷市)



高野の谷津田



浅間神社への入り口

### 特 徴

昔ながらの谷津田と、手入れの行き届いた生垣や屋敷林の連なるなつかしい風景のあるエリア。馬頭観音や、道標なども残っており歴史を感じることもできる。

地域資源	抽出理由・根拠
海禅寺	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 守谷市指定緑地(0.6ha)。</li><li>・ フクロウの生息地。(平成 9 年度)</li><li>・ 平将門の 7 人の影武者の墓と相馬氏の位牌がある。事前の連絡により住職による解説を聞くことができる。</li></ul>
スダジイ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 守谷市天然記念物、指定保存指定樹木。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹齢 250 年、幹回り 4.9 メートル。</li> </ul>
根切斜面林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川からの北西の寒風を遮るため植林されたケヤキ、ムクノキからなる一帯の斜面林。</li> </ul>
浅間神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守谷市指定緑地 ( 0.76ha )</li> <li>・ サシバ( 国 RL 掲載種 ) フクロウの生息地。( 平成 9 年度調査 )</li> <li>・ 緑地は五反田樋管へと連続している。</li> </ul>
高野の渡し跡への道標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三叉路真ん中に道標や馬頭観音が 4 体残っている。</li> <li>・ 高野の渡しは明治 6 年に設置されたが、昭和 10 年か 13 年の洪水を期に閉鎖された。</li> <li>・ 道標と馬頭観音の裏にゴミ集積所が設置されている。</li> </ul>
鈴塚交差点の道標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鈴塚交差点に馬頭観音と道標が残されている。</li> <li>・ 道標は昭和 6 年と、「弘化四禾年十一月」に設置されたもの。</li> </ul>

## 制約条件

### 法規制

#### エリア全域

- 市街化調整区域 ( 都市計画法 )
- 一部、農用地区域 ( 農振法 )
- 一部、茨城県設鳥獣保護区 ( 鳥獣保護法 )

#### 行政計画上の位置づけ

集落環境保全エリア ( 守谷市総合計画 )

実施中または実施予定の事業

## あり方の検討の視点

### 現況

周辺の各集落の生垣、屋敷林などが良く手入れされている。細い道が入り組んで、自動車で移動するには不便だが、雰囲気のある地域で、のんびりと散策するには良い。但し個人の家々の連なりのため、行き止まり道路などもあり迷路のようになっている。高野小学校前の県道は車幅が狭いが通行量が多く、またスピードも出ているので横断が危険。アクセスとしては市内循環バス ( 南守谷ルート ) のバス停がある。

### 保全・管理の視点

南西側に高野小学校が隣接し、海禅寺の斜面林が一体となってすぐれた環境教育の場をなしている。高野小学校敷地内には植物園があったり、近くに児童の畑などもある。理想的な農村風景が広がりモデルのような地区。今後、それぞれの屋敷林の維持管理が

今後も継続されていくことが望ましい。

都市計画道路がこの地域の谷津を分断するように通される計画となっている。すでに取手市側は住宅地開発がされており、計画道路により開発されてしまうことが懸念される。また、有料道路を回避しての千葉県への通過のため、一層通行量が多くなることも予想され、生息する鳥類などへの配慮が必要。

高野渡しの道標は三叉路の真ん中に残されており、独特の雰囲気があるが、その後にゴミステーションも設置されてしまっている。鈴塚の道標についてもファミリーレストランの駐車場の一角となっており、保全のための方策が望まれる。

#### 活用・展開の視点

平将門にゆかりのある旧跡がのこる海禅寺をはじめ、各集落の名前についても言い伝えの残る歴史が豊かな地域で、各家の生垣などの連なりを見ながら散策をするのにとても良い雰囲気が残っている。

緑をたどって歩くと、別の拠点となっている、稲戸井調節池へとつながっている。

#### 関係活動団体・活動内容

自然調査ボランティア

・年4回の自然観察会が実施されており、春秋の植物観察会は市内各所で行われている。

#### その他特記事項

都市計画道路が平成6年3月に計画決定し、「供平・板戸井線」が高野地区の谷津を東西に分断する形で東西に通過することになる。

#### 参考文献

「平成9年度守谷町自然調査報告書(6)」(守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成11年3月)

「平成8年度守谷町自然調査報告書(5)」(守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成9年3月)

「もりやわがふるさと 写真でつづる一世紀」(守谷町)

エリア名 18 稲戸井調節池エリア（守谷市）



堤防上から堤外地方向の写真



堤防上から堤外地方向の写真

特 徴

上流の菅生調節池、対岸柏市の田中調節池と併せて、利根川の洪水調節機能を果す稲戸井調節池の整備地を中心としたエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
稲戸井調節池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川沿いの秋の渡りの中継ポイント（高野地先）</li> <li>・ チュウヒ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）・コショウゲンボウ（茨城県 RDB 掲載種）・コミミズク（茨城県 RDB 掲載種）・カッコウ（茨城県 RDB 掲載種）・オオタカ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）の生息地（平成 5 年度調査）。</li> </ul>
稲子田樋管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路両岸に湿地と斜面林が広がる。</li> <li>・ 大野川に合する一帯の湿地にノカラムツ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）とハナムグラ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）が生息。（平成 8 年度調査）</li> <li>・ サシバ（国 RL 掲載種）、ハイタカ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）、ツミ（茨城県 RDB 掲載種）の生息地。（平成 8 年度調査）</li> </ul>
五反田樋管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大野川に至るまでの湿地には、ハナムグラ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）・ノカラムツ（国 RL・茨城県 RDB 掲載種）が生息。（平成 8 年度調査）</li> </ul>
調節池内の道標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調節池内にある馬頭観音。設置時代不詳。</li> </ul>

## 制約条件

### 法規制

#### エリア全域

市街化調整区域（都市計画法）

河川区域（河川法）

一部、農用地区域（農振法）

#### 行政計画上の位置づけ

河川エリア（守谷市総合計画）

優れた自然・歴史・文化にふれる緑の拠点（守谷市緑の基本計画）

#### 実施中または実施予定の事業

稲戸井調節池 調節池化整備事業（利根川上流河川事務所）

平成 20 年度の完成を目標に周囲堤・囲繞堤・越流堤、排水施設等の整備、池内掘削を順次開始。平成 16 年 11 月に「稲戸井調節池整備・活用検討懇談会」が発足され、調節池内の自然として残す区域・掘削する区域、市が公園やサイクリングロードとして利用できる区域のゾーン分けについての検討がされている。

利根川左岸河川敷環境保全実行委員会（守谷市生活環境課）

利根川左岸河川敷を活動エリアとしてクリーン作戦（3月）を実施、河川敷に菜の花畑やコスモス畑も整備。

## あり方の検討の視点

### 現況

樋管のある台地から猛禽類に適した斜面林があり、その下端に台地上からしみ出した水により、草原の中に随所に湿地と樹林が形成されている。中央の大野川は哺乳類の水場、その南側は草原地帯で、草原性鳥類の住処であり、かつ猛禽類の採餌場となっている。かつて耕地を境して列植されたハンノキが残っている。

中をバイクや四駆車が走行したため裸地ができている部分がある。東端はライトプレーン飛行場となっており平日でも飛行している機体がある。

稲子田樋管付近では工事進行中のため、堤防内敷地へ回り道をする必要がある。

堤防上からは対岸の田中調節池などの利根川対岸の見渡しが良い。

### 保全・管理の視点

樋管のある台地から斜面、斜面から河原、河原の中を流れる水路があり、変化に富む植生となっており、希少種が多数確認されている。

河原には、流水により遠隔地より種子が運ばれるため、この地方では稀なオニグルミ・カジノキ・ツリフネソウなども見られる。

緑の基本計画において、大野川左岸と台地との間の区域の生き物の生息・生育の場としての保全につとめることに重点をおいている。

#### 活用・展開の視点

稲戸井調節池整備・活用検討懇談会にて今後の市民利用ゾーンについても検討を行っているので、これらの検討結果に準じた活用・展開方法を検討する。  
高野地区の谷津エリア内にある、高野の渡しへの道標の方向へ向かうと調節池内の馬頭観音に辿りつく。

#### 関係活動団体・活動内容

##### 自然調査ボランティア

年 4 回の自然観察会が実施されており、春秋の植物観察会は市内各所で行われている。

#### その他特記事項

冬季 11/15-2/15 は銃猟が行われるため、鳥類が減少する。

#### 参考文献

「平成 7 年度守谷町自然調査報告書（ 4 ）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 9 年 3 月）

「平成 8 年度守谷町自然調査報告書（ 5 ）」（守谷町教育委員会・守谷町自然調査会：平成 10 年 3 月）

平成 18 年度事業概要説明会配布資料 利根川上流河川事務所

守谷市ホームページ（平成 17 年度各自治会質問・要望回答）

エリア名 19 西三ヶ尾エリア（野田市）



かつての姿を残す西三ヶ尾谷津



巨木を残す普門寺

特 徴

現在では水田はほとんど放棄され、残土の埋立てなどが進む地域であるが、かつての谷津地形の姿をとどめているエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
西三ヶ尾谷津	
西三ヶ尾谷津	・ 谷津田景観。ミドリシジミ・トウキョウダルマガエル（千葉県 RL 掲載種）等の生息地。
三ヶ尾川	・ メダカ（国・千葉県 RL 掲載種）やカワセミ（千葉県 RL 掲載種）の生息地。
西三ヶ尾香取神社	・ 百庚申塔群（天保9年建造）。
普門寺	・ 絹本著色釈迦涅槃図：県指定有形文化財 ・ 閻魔大王像：市指定有形文化財。

制約条件

法規制

エリア全域  
市街化調整区域（都市計画法）

行政計画上の位置づけ

三ヶ尾川  
三ヶ尾川の整備（総合計画）

実施中または実施予定の事業

## あり方の検討の視点

### 現況

利根運河の右岸に接する広がりを持った森林と、谷津に見られる一部の斜面林に加え、放棄水田を主としている。

### 保全・管理の視点

谷津の中央を流下する水路はコンクリート護岸された人工水路に改変されているものの湿地などで希少種であるメダカやカワセミも記録されており、部分的に良好な水辺環境が残されている。今後は、水域環境の改善が望まれる。

比較的まとまったヨシ原が残されており、オオヨシキリやカヤネズミも生息するため、耕作放棄の状態が適した生物も存在している。

### 活用・展開の視点

水路には、古東京湾の名残である大青田貝層のものと考えられる貝化石を確認することができるなど、野外環境学習の拠点として有効活用できる可能性がある。

### 関係活動団体・活動内容

野田自然保護連合会：自然環境調査・自然観察会の実施。

利根運河の生態系を守る会：自然環境調査・自然観察会の実施。

### その他特記事項

利根運河沿いの樹林によって、江川・三ヶ尾エリアとつながりを持ったエリアであり、生物多様性の面も、景観の面も、この樹林のネットワークの存在は重要である。

### 参考文献

「野田市総合計画 2001-2015」(平成 12 年 12 月)

「実施計画(平成 18 年度 - 20 年度)」(平成 18 年 3 月)

「野田市都市計画マスタープラン」(平成 14 年 9 月)

エリア名 20 大青田谷津エリア（柏市）



大青田の谷津



船戸天満宮

特 徴

谷津田や休耕田が散在する里地環境と利根運河に注ぐ水路が、多くの生き物に生息環境を提供しているエリア。また、新春の伝統行事「おびしゃ」や四国の八十八ヶ所めぐりになぞって設けられた運河霊場があり、古くからの文化と信仰が今に伝わる。

地域資源	抽出理由・根拠
大青田の谷津	・利根運河周辺の原風景を今に残し、里地の生きものに生息環境を提供
香取神社の大カヤ	・幹周り 5m 超の千葉県北西部有数の巨樹
医王寺の庚申塔と青面金剛	・格式があり石仏師の優れた力量が感じられる歴史的石像（延宝 11（1673）年）。医王寺はオビシャと歴史的係わりが深い。
オオタカ	・国・千葉県 RL 掲載種
サシバ	・国・千葉県 RL 掲載種
メダカ	・国・千葉県 RL 掲載種
運河霊場	・四国の八十八ヶ所巡りになぞられた札所
山神宮	・運河霊場付近の神社
船戸のおびしゃ	・柏市指定文化財（現在は船戸会館で行われているが、以前は医王寺で行われていた）
船戸天満宮	・旧田中村の繁栄を今に残す歴史的建造物
船戸代官所跡	・江戸時代に本多領を管理した代官所の跡
三峯神社	・江戸時代の船戸村民の信仰心を今に伝える神社
一本杉善哉庵	・本多領歴代の代官の墓地

## 制約条件

### 法規制

エリア全域

市街化調整区域

### 行政計画上の位置づけ

自然・歴史系地域（景観形成ガイドライン）

ふれあい水辺エリア（緑の基本計画）

ふるさとふれあいエリア（船戸・山高野）（緑の基本計画）

緑の保護地区

### 実施中または実施予定の事業

公設総合地方卸売市場の移転先候補地

## あり方の検討の視点

### 現況

大青田の谷津は、耕作放棄水田が目立つ。

斜面林の林床にはアズマネザサが密生し、見通しが悪い。

船戸天満宮と三峯神社は、近年改築されて新しくなっている。

### 保全・管理の視点

大青田の谷津の耕作放棄水田は、環境デカップリング制度を活用した積極的な耕作を推奨し、里山の景観を再生することが考えられる。または、開墾前の原風景としての湿地に戻し、野生の生きものの生息環境とすることが考えられる。後者の場合、乾田を湿地に戻すための水（水利権）の確保が重要となる。

船戸山高野地区では、案内看板やパンフレットの設置、インターネットや観光案内所などを活用した広報、利根運河霊場めぐりツアーの開催などが考えられる。

船戸地区では、船戸会館や神社、墓地などの地域資源がコンパクトに地域にまとまっている。そのため、江戸時代以降の船戸の歴史を短時間で歩いて学べる。船戸のおびしゃの公演日以外にも人が訪れるように、保存会や地域に古くから住む人の協力によるまち歩きツアーなどの展開が考えられる。

### 活用・展開の視点

散策路の整備など、環境に配慮した活用と展開を図っていくことが考えられる。

### 関係活動団体・活動内容

日本野鳥の会千葉県支部

利根運河の生態系を守る会

NPO さとやま

東葛地域自然と文化研究所

船戸おびしゃ保存会

○利根運河霊場再建実行委員会

その他特記事項

--

参考文献

- 「利根運河大師ガイドブック」(2003年3月)
- 「柏市景観資源ガイドマップ(北部ゾーン)」(2003年3月)
- 「柏市第四次総合計画第二次実施計画改訂版(平成17年度)」(2005年4月)
- 「柏市第四次総合計画中期基本計画(平成18年度～平成22年度)」(2006年4月)
- 「柏市文化財情報マップ」(不明)
- 「柏市緑の基本計画」(2002年1月)
- 「柏の民俗(考察編)」(1991年3月)
- 「地域別景観形成ガイドライン」(2002年3月)
- 「ふるさと散歩道マップこんぶくろ池コース」(不明)

エリア名            21 大室・小靑田地区エリア(柏市)



利根川沿いの水田地帯



旧吉田家住宅

特 徴

柏から我孫子にかけて広がる、利根川(坂東太郎)の広大な水田と農村集落からなるエリア。新利根湧水や大室湧水が湧き出している。

地域資源	抽出理由・根拠
利根川沿いの水田地帯	・利根川の広大な水田地帯、田中調節池
新利根湧水	・現存する湧水
大室湧水	・現存する池状の湧水
正連寺の野馬土手	・千葉県に特徴的な史跡
旧吉田家住宅	・国登録有形文化財(建造物)

吉祥院の大カヤ

・幹周り 5m 超で姿も美しい巨樹。山門脇には、幹周り 5m のケヤキも 2 本ある。

制約条件

法規制

利根運河沿いの水田地帯

農振農用地区域

その他の地域

市街化区域

一部、土地区画整理法の施行区域

行政計画上の位置づけ

自然・歴史系地域（景観形成ガイドライン）（一部、新市街地系地域）

利根川リバーフロント（緑の基本計画）

ふるさとふれあいエリア（大室谷戸）（緑の基本計画）

一部、緑の保護地区

あり方の検討の視点

現況

2005 年につくばエクスプレスが開通し、水田地帯の上を架空鉄道が走っている。

2ヶ所の湧水池周辺では、不法投棄が確認された。

冬場は田面に水のない状態となっている。

保全・管理の視点

水鳥たちの生息環境としての水田を意識した冬季湛水の実施が考えられる。

活用・展開の視点

関係活動団体・活動内容

その他特記事項

とくになし

参考文献

○「柏市景観資源ガイドマップ（北部ゾーン）」（2003 年 3 月）

○「柏市緑の基本計画」（2002 年 1 月）

○「柏・みず環境プラン II（柏市生活廃水対策推進計画）」（2001 年 3 月）

○「柏市文化財情報マップ」（不明）

- 「郷土かしわ(公民編)」(2006年4月)
- 「地域別景観形成ガイドライン」(2002年3月)
- 「わたしたちの柏」(2006年4月)

エリア名 22 運河水辺公園エリア(野田市・流山市)	
	
運河水辺公園	利根運河大師堂

特 徴

利根運河に整備された公園を中心とした親水空間と歴史資源のエリア。東武野田線運河駅近くでアクセスしやすい。桜の名所としても楽しまれている。

地域資源	抽出理由・根拠
運河水辺公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根運河堤防内に整備された都市公園。親水空間。園内には、オランダ人技師ムルデルの碑と利根運河の碑がある。</li> <li>・ 浮橋を通过对岸に渡ることができる。</li> <li>・ 春は桜見物で賑わうポイント。</li> </ul>
西深井散策の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根運河のすぐそばに整備されている市民の森。</li> <li>・ 西深井地区へ移動する際には、森の入り口に各所への案内看板が設置されている。</li> </ul>
深井城跡(不動坊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在はお不動さまが安置されている城跡。</li> <li>・ 地域の墓地となっているが、敷地内に城跡の遺構がわずかに残っている。</li> </ul>
利根運河大師堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大正2年(1913年)に建立された新四国八十八か所めぐりの霊場。17体の大師様がまつられている。</li> <li>・ 野田市・柏市・流山市の3市にまたがり利根運河周辺に八十八の運河大師が安置されていたが、運河の拡幅やかさ上げなどにより散り散りになり歴史から消えかけたが、昭和末期に有志に</li> </ul>

より再建された。

- 窪田味噌醤油・
- ・ 運河沿いの伝統産業と歴史的建造物。
- ・ 創業 130 年余の歴史を有する。

#### 制約条件

##### 法規制

利根運河

一級河川（河川法）

##### 行政計画上の位置づけ

運河水辺公園

親水空間の拠点（環境基本計画）

水辺の拠点（緑の基本計画）

西深井散策の森

主な樹林地（緑の基本計画）

##### 実施中または実施予定の事業

流山市総合計画前期基本計画実施計画

市民の森整備事業

#### あり方の検討の視点

##### 現況

東武野田線運河駅から徒歩至近の場所にあることから、利根運河散策の玄関口ともいえるエリア。堤防の傾斜が緩く水深も浅いことから、水面に近くまで降りることが可能。新川耕地方面に抜ける利根運河堤防上の道路は、県道の抜け道となっているため、歩行時には安全面で注意が必要。

##### 保全・管理の視点

利根運河の水量、水質によって運河水辺公園の利用形態は変更していくものと考えられる。利根川からの通水により流量が増加した場合、浮橋の利用・整備については再検討の必要があると予想される。

利根運河については、野生動植物の生息地を保全する範囲、親水空間として人々が活用する範囲というように、ゾーニングを検討する必要がある。運河水辺公園については、現状も運河内に浮橋が設置され、公園としての利用頻度も高いことから活用に重点をおいた維持管理方法を検討することが望ましい。

##### 活用・展開の視点

利根運河大師の新四国八十八か所めぐりは、昭和 60 年代より再建の動きがある。現在の札所は民家の軒先にあるものもあるなど、必ずしも一般の訪問者が札所めぐりをしやすい環境にあるわけではないが、訪問可能な札所をめぐらる散策ルートの設定を考えること

ができる。

桜並木が整備されており、春には桜見物の花見客がやってくるが、人が増えることによりゴミの発生等の問題が生じることが予想される。必要最小限の範囲において、マナー周知のためのサインや、ゴミ箱の設置等の整備が考えられる。

関係活動団体・活動内容

--

その他特記事項

運河水辺公園そばにある国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所運河出張所に、「利根運河交流館」が開設されている。

参考文献

「流山市都市計画マスタープラン」(平成17年3月)

「流山市総合計画前期基本計画実施計画(平成18年度～20年度)」(平成18年2月)

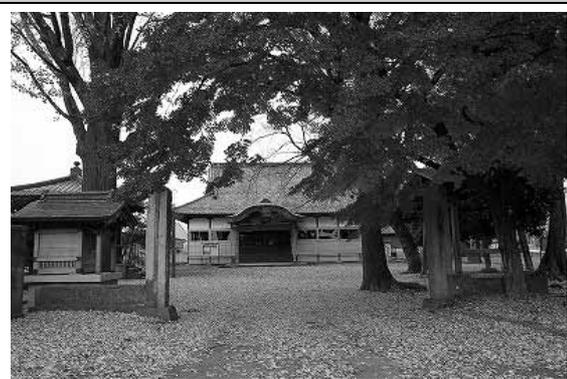
「流山市環境基本計画」(平成17年7月)

「流山市緑の基本計画」(平成18年3月)

エリア名                    23 大青田の森・東深井エリア(流山市・柏市)



大青田の湿地と森



円福寺

特 徴

谷津田や休耕田が散在し、斜面林や平地林、旧家の屋敷林などのまとまった緑を拠点として、猛禽類が生息する里地環境からなるエリア。利根運河の舟運華やかなりし頃を思わせる建造物も残っている。

地域資源	抽出理由・根拠
大青田の湿地	・ 利根運河周辺の原風景を今に残し、里地の生きものに生息環境を提供

大青田の森	・ 利根運河周辺の原風景を今に残し、里地の生きものに生息環境を提供
オオタカ	・ 国・千葉県 RL 掲載種
サシバ	・ 国・千葉県 RL 掲載種
メダカ	・ 国・千葉県 RL 掲載種
常夜塔と大黒様	・ 明治時代における物資輸送の安全を祈願して建てられた建造物
円福寺	・ 江戸時代の庶民の寺子屋
妙見神社	・ 明治時代の学生発布による小学校（大青田小学校）の仮校舎
東深井付近の平地	・ 東深井周辺の平地林は、市民の森や公園となっているものの他にも、民有地にも多数みられる。
東深井地区公園	・ 14 基の古墳群を中心に整備された都市公園。現在は古墳群という歴史的資源よりも、まとまった樹林・緑地としての評価が高い。 ・ 隣接して市の公共施設である森の図書館が開館している。
諏訪下川	・ 利根運河に落差なしでつながっている河川。大きなコイ等を見ることができる。
運河散策の森	・ 利根運河に隣接した市民の森。 ・ 利根運河の堤防上からもアクセスが可能。
東深井散策の森	・ 落葉樹が中心の市民の森。 ・ 小学校と保育園がすぐそばにある。
江戸川台 14 号公園及び 1 号緑地	・ 宅地に囲まれた谷津田の最奥部に整備された公園及び緑地。
水辺稲荷	・ 小学校の裏手に位置するまとまった社寺林のある神社。

制約条件

法規制

エリア全域

市街化区域（都市計画法）

諏訪下川

準用河川（河川法）

## 行政計画上の位置づけ

### 流山市

東深井付近の平地林

- ・樹林地の保全ゾーン（緑の基本計画）
- 東深井地区公園
- ・緑の拠点（都市計画マスタープラン）
- ・歴史的環境の保全（古墳群：環境基本計画）
- ・緑の拠点（緑の基本計画）

### 柏市

- 自然・歴史系地域（景観形成ガイドライン）
- 大青田森林拠点（緑の基本計画）
- 緑の保護地区

## 実施中または実施予定の事業

### 流山市総合計画前期基本計画実施計画

運河の森調査事業

（仮）東深井（運河駅周辺）市街地整備事業

市民の森整備事業

利根運河架橋整備事業

### 柏市

- 公設総合地方卸売市場の移転先候補地

## あり方の検討の視点

### 現況

利根運河の堤防から往来できる運河散策の森、森の図書館が隣接している東深井地区公園等、散策の経路としては自由なアレンジメントが可能なエリアとなっている。

住宅地の中に位置する江戸川台 14 号公園及び 1 号緑地から、東深井地区公園を經由して利根運河へと至る道は、昔の谷津田の地形を楽しみながら歩くことができる。

ゴミの不法投棄や耕作放棄水田が目立つ。

樹林内にみられる散策路にアズマネザサが密生し、見通しが悪い。

樹林の多くは落葉広葉樹林であるが、スギが多く混在し、林床が暗い。

### 保全・管理の視点

常緑の低木やスギ、アズマネザサを間伐し、散策路の周辺を明るくする。

耕作放棄水田は、環境デカップリング制度を活用した積極的な耕作を推奨し、里山の景観を再生することが考えられる。または、開墾前の原風景としての湿地に戻し、野生の生きものの生息環境とすることが考えられる。後者の場合、乾田を湿地に戻すための水（水利権）の確保が重要となる。

流山市の清美園の跡地利用の方向性によっては、柏市の大青田の森と連続した樹林環境の保全が期待できる。

#### 活用・展開の視点

散策路の整備など、環境に配慮した活用と展開を図っていくことが考えられる。  
東深井地区公園には古墳という歴史資源があることから、歴史を学ぶ観察学習プログラムを用意することが考えられる。  
利根運河と東深井地区公園の古墳やまとまった面積の森林や湿地をめぐる散策ルートを検討する。

#### 関係活動団体・活動内容

日本野鳥の会千葉県支部  
利根運河の生態系を守る会  
NPO さとやま  
東葛地域自然と文化研究所

#### その他特記事項

東深井地区公園に隣接して、清美園が立地しており、その跡地利用が検討されている。  
緑地として、跡地利用がなされれば、緑の拠点としてさらに大きなまとまりを形成することができる。

#### 参考文献

- 「流山市都市計画マスタープラン」(平成17年3月)
- 「流山市総合計画前期基本計画実施計画(平成18年度～20年度)」(平成18年2月)
- 「流山市環境基本計画」(平成17年7月)
- 「流山市緑の基本計画」(平成18年3月)「柏市景観資源ガイドマップ(北部ゾーン)」(2003年3月)
- 「柏市緑の基本計画」(2002年1月)
- 「柏の民俗(考察編)」(1991年3月)
- 「地域別景観形成ガイドライン」(2002年3月)
- 「ふるさと散歩道マップこんぶくろ池コース」(発行年不明)

エリア名 24 新川耕地エリア（流山市）



新川耕地から見た下総台地の斜面林



新川耕地の水田

特 徴

下総台地と江戸川の間広がる低地と連続した斜面林が発達している農地エリア。オオタカの採餌としても利用されている。運河開削前は北の今上耕地と一体で、さらに大きな農業地帯を形成していた。

地域資源	抽出理由・根拠
運河河口公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根運河の河口に整備された都市公園。</li> <li>・ 四阿が設置されている。</li> </ul>
におどり公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新川耕地北部、利根運河沿いの工業団地区域内に整備された緑地を中心とする都市公園。</li> <li>・ 古代から続く早稲米の産地（葛飾早稲）に隣接している。万葉の東歌に葛飾早稲の歌が歌われている。</li> <li>・ 「におどり」は「カイツブリ」を意味している。</li> </ul>
六社神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社寺林を有する神社。</li> <li>・ 近くに大杉神社があり、舟形の御輿が安置されている。</li> </ul>
新川耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内有数の耕作地帯。田園風景。</li> <li>・ 市民農園が設置されて、休耕田では景観形成作物の栽培等にも利用されている。</li> <li>・ 耕地内の土水路ではホタルが確認されニホンアカガエルの産卵も見られる。</li> <li>・ 市野谷の森のオオタカの採餌場となっている。</li> <li>・ 冬場は耕地内の田んぼにケリ・タゲリが渡来する。</li> </ul>
今上落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代から存在する用水路。江戸川の支川に位置づけられている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活雑排水が流れこんでいるため水質はあまりよくない。</li> <li>護岸整備されている箇所もあるが、場所によっては両岸にほどよく生育した湿性草地在りみられる。</li> <li>市街地に近づくにしがたい樹木に囲まれた水辺の景観が美しく、近年、歩道が整備された。</li> </ul>
利根運河河口付近公園（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新川耕地内利根運河河口付近に整備予定の公園（約 20ha を予定）。新川耕地総合公園（仮）と呼ばれることもある。</li> <li>現在は、農地として利用されている。</li> </ul>
下総台地斜面林	<ul style="list-style-type: none"> <li>新川耕地と下総台地の境界線に残る斜面林。</li> <li>斜面林と一帯をなすものとして、西深井の湧水や桐ヶ谷の湧水を含んでいる。</li> <li>利根運河から花輪城跡公園付近までつながっている。</li> </ul>
新川承水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>下総台地の斜面理下を流れる水路。暗渠の部分もあるが、西深井湧水や桐ヶ谷の湧水等が流れ込んで水辺空間となっている箇所もある。</li> </ul>
西深井湧水	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根運河近くの下総台地の斜面林沿いにある湧水。</li> <li>サインと張り出し台が整備されている。</li> </ul>
桐ヶ谷の湧水（下花輪湧水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下総台地の斜面林沿いにある湧水。クリーンセンターそばに位置する。</li> <li>斜面から水滴がしみだしている。</li> <li>しみだした湧水がたまり、水辺空間をつくっている。</li> <li>サワガニ等が見られる。</li> </ul>
愛宕ふれあいの森（愛宕神社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下総台地の斜面林の一部を形成している市民の森。</li> <li>愛宕神社社寺林が一体となって樹林を形成している。</li> </ul>
神明社（下花輪）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下総台地の斜面林の中にある神社。</li> <li>社自体は大きくはないが、講中により設置された庚申塚が存在する。</li> </ul>
花輪城跡公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦国時代の小金城主高城氏の支城の跡を中心とした都市公園。平地の部分には四阿やベンチが整備されている。</li> <li>下総台地の斜面林の南端に位置する。</li> <li>敷地内には城跡の他に、お寺の跡を記す石碑がある。</li> </ul>
トウキョウダルマガエル	<ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県 RL 掲載種。</li> <li>新川耕地の一部は本種の大産地。</li> </ul>

制約条件

法規制

今上落

一級河川（河川法）

新川耕地

市街化調整区域（都市計画法）

河川区域（利根運河河口江戸川合流部の一部：河川法）

行政計画上の位置づけ

今上落

親水空間（都市計画マスタープラン）

水辺景観（景観形成基本計画）

新川耕地

自然環境の保全（環境基本計画）

伝統的農業環境の保全、農業従事者との交流を検討（環境基本計画）

体験農園や親水公園等の場の整備の検討（環境基本計画）

ゴミの不法投棄の監視・防止（環境基本計画）

農地の保全ゾーン（緑の基本計画）

田園・集落地景観（景観形成基本計画）

利根運河河口付近公園（仮称）

水辺の拠点（都市計画マスタープラン）

緑の拠点（都市計画マスタープラン）

緑の拠点（緑の基本計画）

下総台地斜面林

景観に優れた斜面林の保全（環境基本計画）

ゴミの不法投棄の監視・防止（環境基本計画）

斜面樹林保全協定（市と一部の地権者）

保全配慮地区（緑の基本計画）

緑の生態軸（緑の基本計画）

樹林地の保全ゾーン（緑の基本計画）

斜面樹林景観（景観形成基本計画）

西深井湧水

親水空間（都市計画マスタープラン）

湧水の保全（環境基本計画）

愛宕ふれあいの森（愛宕神社）

歴史的に価値のある社寺林の保全（緑の基本計画）

花輪城跡公園

緑の拠点（緑の基本計画）

桐ヶ谷の湧水

親水空間（都市計画マスタープラン）

湧水の保全（環境基本計画）

実施中または実施予定の事業

流山市総合計画前期基本計画実施計画

景観形成作物植栽培事業

新川耕地有効活用事業

三輪野山近隣公園整備事業

三輪野山第2区画整理地区公園緑地整備事業

湧水保全事業

市民の森整備事業

あり方の検討の視点

現況

新川耕地は、松戸・野田有料道路を境に西側と東側では農地の状態が異なっている。西側は乾燥しており耕耘機等が入りやすいが、東側は水分が多く湿地環境のため重量のある耕作機械は入ることができない。

下総台地からの湧水が新川耕地に流れ込んでいるが、有料道路によって堰き止められていると考えられている。

現在、新川耕地内の農業用水は地下水ポンプと江戸川からの取水で成り立っており、今上落を用水として利用していない。

新川耕地内の利根運河河口江戸川合流部において一部指定されている河川区域は国有地となっている。

今上落は江戸川の支川であり一級河川であるが、現在は利根運河からの通水はなされておらず水域の連続性は確保されていない。新川耕地、初石付近の生活排水が流れ込み、BOD水質が4.7mg/lとなっている。

保全・管理の視点

田園景観を維持するために市民農園を増設し、農地を保全するとともに、農法に特色をもたせ、地域ブランドを確立していく（例：有機栽培、減農薬、無農薬、冬期湛水等）。新川耕地の東側は湧水により土壌の水分が多いことから、この地区の休耕田は、そのまま湿性の草地として維持することで、水鳥の渡来地としての活用が期待できる。

新川耕地については、現況の土地利用状況の把握のため、過去に調査した、休耕田の正確な分布状況を更新し、最新の状態を把握する必要がある。

利根運河河口付近に整備が予定されている利根運河河口付近公園（仮称）については、その立地上から、現在の周辺の自然環境や景観を損なうことなく、それらの周辺環境を

活かした整備が期待される。例えば、予定地内に湿地や水辺空間を整備し、自然環境保全エリアを設け新川耕地内の野生生物の生息地の核とすることなどが考えられる。

#### 活用・展開の視点

市民農園では、有機無農薬等による育成方法で農作物を生産し、自家生産・自家消費のサイクルをつくり、安全で美味しいお米であることを付加価値としていく。

冬場は田んぼにケリ・タゲリが到来するなど、ケリ・タゲリの観察を目玉とした野鳥観察会ができる。

サイクリングロードでは、歩行者も同じ道を利用していることから、安全を確保するために、自転車走行時の速度を制限するなどのルールづくりが必要となる。

#### 関係活動団体・活動内容

##### NPO さとやま

流山市より新川耕地内の休耕地に景観形成作物作付けの事業を受託（平成 17 年度～）。

##### NPO ホタル野

新川耕地を中心に無農薬田んぼ、炭焼き、水質調査、ホタルの幼虫飼育、ホタル観察等を実施。

##### 新川小学校

子供たちが田んぼの生き物観察を続けている。

#### その他特記事項

#### 参考文献

「流山市都市計画マスタープラン」（平成 17 年 3 月）

「流山市総合計画前期基本計画実施計画（平成 18 年度～20 年度）」（平成 18 年 2 月）

「流山市環境基本計画」（平成 17 年 7 月）

「流山市緑の基本計画」（平成 18 年 3 月）

「ちば 2006 年アクションプラン」（平成 18 年 3 月）千葉県

エリア名 25 西深井農地エリア（流山市）



特 徴

北部を利根運河に、西部を新川耕地に接し、下総台地上に位置する、畑作を中心とした農地エリア。近年宅地化が進行しつつあるが、まとまった社寺林等の樹林環境も存在する。

地域資源	抽出理由・根拠
西深井農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下総台地上に位置し、畑作を中心とした農地。</li> <li>・ 市民農園が開園している。</li> </ul>
浅間様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代の石造物と富士塚のある神社。</li> <li>・ 社寺林がある。</li> </ul>
浄観寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定文化財の指定を受けている寺院。</li> <li>・ 保存樹木のイチヨウの木がある。</li> <li>・ 庭の石像は、小さいながら石仏師の力量が分かる名作揃い。</li> </ul>
三社大神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社寺林のある神社。現在整備中のため境内の樹木が少なくなっている。社の後ろに森の面影を見ることができる。</li> </ul>
安蒜家板石塔婆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定文化財となっている室町時代に建立された石碑群。</li> <li>・ 墓地内は立入り禁止になっている。</li> </ul>
道六神（旧日光街道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代、使用されていた日光街道の脇往還。</li> <li>・ 成田山と刻まれている道標がある。</li> </ul>
駒形神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源義家が奥州征伐の際に立ち寄ったという伝説のある神社。富士塚がある。</li> <li>・ 江戸川から野田市三ツ堀へ抜ける古街道沿いに位置する。</li> <li>・ 境内に保存樹木のカヤの木がある。</li> </ul>
香取神社（平方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社寺林のある神社。</li> </ul>
福性寺の大銀杏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹周り 5m 超の巨木。境内にはムクロジの古木もある。</li> </ul>
オランダ様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代に幕府が東インド会社（オランダ）から輸入したペル</li> </ul>

シャ馬を死後オランダ様と呼んで申った。

- ・ 馬頭観世音が祀られている。

#### 制約条件

##### 法規制

##### 西深井農地

市街化調整区域（都市計画法）

##### 行政計画上の位置づけ

##### 西深井農地

農地の保全ゾーン（緑の基本計画）

田園・集落地景観（景観形成基本計画）

##### 実施中または実施予定の事業

##### 流山市総合計画前期基本計画実施計画

市民の森整備事業

#### あり方の検討の視点

##### 現況

西深井農地は畑地中心であり、新川耕地で耕作をする地権者の屋敷等がある。

過去にミニ開発が行われ、ところどころにまとまった宅地が造成されている箇所もみられる。

神社やお寺が比較的、近い範囲に集中して存在している。

##### 保全・管理の視点

畑作を中心と農地が残っており、西側は下総台地の斜面林と接していることから、社寺林を核として、斜面林とのネットワークを形成していくことが考えられる。

##### 活用・展開の視点

市民農園の増設し西深井農地内の畑地を守る。

野田市へと至る古街道をたどることができる。しかし、現在は交通量も多く大型車も往来し、歩道が整備されていないため、歩行者には不適な道路となっている。

江戸時代の街道である日光東往還（現在は県道）があり、沿線に寺社が位置していることから、利根運河を起点とし、それら中心をめぐる散策コースの活用も考えることができる。

#### 関係活動団体・活動内容

その他特記事項

流山市総合計画前期基本計画実施計画

市民農園井戸設置事業（平成 17 年度完了）

駒形神社

旧日光街道沿いに位置するとともに、この神社の前で野田市三ツ堀へ抜ける旧街道筋とも交差している。

参考文献

「流山市総合計画前期基本計画実施計画（平成 18 年度～20 年度）」（平成 18 年 2 月）

「流山市環境基本計画」（平成 17 年 7 月）

「流山市緑の基本計画」（平成 18 年 3 月）

「流山市景観形成基本計画」（平成 18 年 3 月）

エリア名 26 深井新田・平方新田エリア（吉川市）



平方新田の水田と自然堤防上の緑



自然堤防上の集落と防風生垣

特 徴

旧庄内古川流路沿いの自然堤防上には緑の多い集落・社寺があり、その周辺に水田が広がるエリア。旧街道沿いには屋敷林も多く残されている。

地域資源	抽出理由・根拠
水田地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧庄内古川の流路の名残や土水路が残されている。</li> <li>・田園風景は吉川八景の一つ。</li> <li>・ヘイケボタル(埼玉県 RL 掲載種)や水生植物など、水田や農業用水路を中心に生息・生育している。</li> </ul>
指定保存樹・保存樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉川における貴重な緑であり、歴史的な価値もある。</li> </ul>
自然堤防上の集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落は緑が多く比較的連続している。防風生垣や祠なども残されている。</li> </ul>
神社・石仏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対岸との結びつきや河川の流路変更の歴史を物語る資源(六</li> </ul>

社神社、神明神社など。

#### 制約条件

##### 法規制

エリア全域（環境センターを除く）

農振農用地区域

保存樹（約 10 本）

吉川市みどりの条例：

##### 行政計画上の位置づけ

レクリエーション拠点（吉川公園も含めて）（都市計画マスタープラン）

水路の浄化と水生生物の生息環境の保全と創造、深井新田地区におけるホタル水路の整備、ビオトープの整備、社寺林・屋敷林の保全、深井新田・平方新田地区の自然環境の保全（環境保全指針）

##### 実施中または実施予定の事業

堤防沿いの用水路の整備工事が進行中。

#### あり方の検討の視点

##### 現況

水田地域だが、所々、畑地やビニールハウス、資材置場等になっている。ただし休耕田が目立つところは少なく、土水路が残っている所も多く、ヘイケボタル・トウキョウダルマガエルなどの生息も確認されている。

旧庄内古川の流路後のエリアであり、河川跡が水路として残っている。冬期は排水路となっており水質は良くない。流路沿いは自然堤防として少し高台になっており、自然堤防上に集落が立地し、防風用と思われる高い生垣も見られ、緑が比較的続いている。自然堤防上の集落をぬうように通る道は細いものの、車の通りは少なく緑も多く、大根が干してあったり、農村の暮らしを垣間見ることができる地域でもある。集落では神社や祠、石仏のほか、防風用と思われる高い生垣なども見られる。

社寺林など自然堤防上の樹林地を中心に、ウグイスやオオタカ、ノスリ（いずれも埼玉県 RL 掲載種）などの飛来が確認されている。

##### 保全・管理の視点

防風林などの積極的な保全が必要。

水路の水質の改善

##### 活用・展開の視点

J R 三郷駅（三輪野江地区から約 3 k m）でレンタサイクルが可能

##### 関係活動団体・活動内容

その他特記事項

--

参考文献

<p>「吉川市環境保全指針」(平成12年3月)</p> <p>「吉川市環境保全指針策定調査報告書」(平成10年3月・平成11年3月)</p> <p>「わたしたちの郷土 - ふるさと編 - 」(吉川市教育委員会：平成13年3月)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エリア名 27 こんぶくろ池エリア(柏市)



こんぶくろ池



弁天池

特 徴

市街地の中において豊かな自然環境を残しているこんぶくろ池と弁天池、およびその周辺の樹林地からなるエリア。手賀沼の自然水源であるこれらの池の周辺には、湿地に生育するハンノキやヌマガヤをはじめ、コナラ、クヌギ、アカマツなど、多様な樹種が見られる。

地域資源	抽出理由・根拠
こんぶくろ池	・手賀沼の自然水源としての湧水池、むかし話の伝承地
弁天池	・手賀沼の自然水源としての湧水池
周辺の平地林	・湧水地を取り囲む豊かな平地林
ズミ	・千葉県 RL 掲載種
ヌマガヤ	・千葉県 RL 掲載種

## 制約条件

### 法規制

市街化区域（都市計画法）

### 行政計画上の位置づけ

新市街地系地域（景観形成ガイドライン）

こんぶくろ池自然拠点（緑の基本計画）

### 実施中または実施予定の事業

市民で育てる 100 年の森・こんぶくろ池自然博物公園

## あり方の検討の視点

### 現況

○市および市民ボランティア団体等により、湧水池とその周辺の樹林地の調査や管理が行なわれている。

### 保全・管理の視点

当エリアは市街化区域になっているため、保全に向けては線引きの変更、緑地保全地区などの制度を活用した保全が望まれる。

現況の植生を活かした将来像を設定し、それに合った植生管理を行う。

管理にあたっては、環境活動団体による協力を要請する。

湧水と湿性環境の保全、再生、創出を図る。

### 活用・展開の視点

乗馬施設やこんぶくろ池周辺に江戸時代の牧場の名残である野馬土手があり、それを活用した放牧場を設け、舟運華やかなりし頃の景観や文化を取り戻すことが考えられる放牧による踏圧や食草の影響で、当時の植生の復元も見込めると考える。

自然について学び、また自然とふれあうことのできるプログラムをつくる。

自然資源を有効に活用し、環境に配慮した整備を図る。

### 関係活動団体・活動内容

こんぶくろ池自然博物公園里山隊・調査隊

こんぶくろ池を考える会

## その他特記事項

## 参考文献

○「柏市景観資源ガイドマップ（北部ゾーン）」（2003年3月）

○「柏市第四次総合計画第二次実施計画改訂版（平成17年度）」（2005年4月）

- 「柏市第四次総合計画中期基本計画（平成 18 年度～平成 22 年度）」（2006 年 4 月）
- 「柏市文化財情報マップ」（不明）
- 「柏市緑の基本計画」（2002 年 1 月）
- 「柏の文化財」（柏市教育委員会・柏市文化財保護委員会：1982 年）
- 「柏・みず環境プラン II（柏市生活廃水対策推進計画）」（2001 年 3 月）
- 「市民で育てる 100 年の森こんぶくろ池自然博物公園基本計画の概要」（2005 年 7 月）
- 「地域別景観形成ガイドライン」（2002 年 3 月）
- 「ふるさと散歩道マップこんぶくろ池コース」（不明）

エリア名 28 青田・駒木台エリア（流山市）	
	
まとりのある青田・駒木台付近の平地林	香取神社（青田）

### 特 徴

住宅に囲まれながらも平地林が点在しているエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
青田・駒木台付近の平地林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青田・駒木台付近に見られる平地林。民有地が多いが、道路沿いからもまとまった樹林をみることができる。</li> </ul>
駒木ふるさとの森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落葉樹が中心の市民の森。敷地内には四阿とベンチがある。</li> <li>・ 森の管理は自治会が行っている。</li> </ul>
香取神社（青田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常磐自動車道の近くにひっそりと位置する神社。</li> <li>・ 江戸時代の石造物のある旧村社。旧青田新田の産土神。</li> <li>・ 社寺林の本数は少ないが大木がある。</li> </ul>
鐺木学校発祥の地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私財を投じて私立鐺木学校を設立した鐺木父子の子の方の鐺木左内先生碑が建立されている。</li> </ul>

## 制約条件

### 法規制

#### エリア全域

市街化調整区域（都市計画法）

#### 行政計画上の位置づけ

#### 青田・駒木台付近の平地林

樹林地の保全ゾーン（緑の基本計画）

農地の保全ゾーン（緑の基本計画）

#### 実施中または実施予定の事業

#### 流山市総合計画前期基本計画実施計画

市民の森整備事業

青田緑道整備事業

## あり方の検討の視点

### 現況

平地林が随所にみられるエリア。緑の基本計画では、このエリア一帯は樹林地の保全ゾーンや農地の保全ゾーンに位置づけられているが、現況では、担保性を持った保全体制が整えられていない。

柏市と接しており、柏の葉公園からも近い地域となっている。

### 保全・管理の視点

新しい市街地近隣に位置するまとまった樹林環境として位置づけることができる。そのため、これらの平地林を保全するために、土地の保全に対して、なるべく担保性の高い制度を適用することが望ましい。

市民の森制度は民有地を行政が一定期間借り上げる制度であり、借り上げ期間中は保全されるが、相続発生時には借り上げ契約が維持できるかどうかは相続人の判断にゆだねられるところが課題である。

### 活用・展開の視点

このエリアについては2つの導線が考えられる。1つは、千葉県立柏の葉公園を起点とした行動圏、もう1つは、南部に位置する駒木ふるさとの森を対象とした、おおたかの森駅を起点とする行動圏である。

平地林という特性上、移動の際の沿線景観としてこれらを楽しむというアプローチが考えられる。

全体的に民有地の平地林が多いため、観光用のエリアとして活用するよりも、現存する平地林を保全し、地域の生態系ネットワークの核として活用することを念頭におくことが望ましい。

関係活動団体・活動内容

--

その他特記事項

<p>流山市と柏市との入り組んだ市境に位置するこの地区は、すぐ近くに千葉県立柏の葉公園（柏市）があり、駐車場やトイレが設置されている。県立柏の葉公園を起点とした周遊ルートを検討することができる。</p> <p>駒木、古間木等の地名は、「小牧」から派生したものとされている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

参考文献

<p>「流山市環境基本計画」(平成 17 年 7 月)</p> <p>「流山市緑の基本計画」(平成 18 年 3 月)</p> <p>「流山市総合計画前期基本計画実施計画(平成 18 年度～20 年度)」(平成 18 年 2 月)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エリア名 **29 野馬除土手跡エリア(流山市)**

	
<p>今は緑地となっている野馬除土手跡</p>	<p>野馬除土手の跡がはっきりと分かる</p>

特 徴

江戸時代の野馬除の土手跡が緑地として保全されているエリア。	
地域資源	抽出理由・根拠
野馬除土手跡(江戸川台4号緑地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は「江戸川台4号緑地」という名称で緑地指定を受けている。現在は、樹林となっている。</li> <li>・ 放牧されている野馬から田畑の作物を守るために築かれた土手の跡を見ることができる。</li> </ul>
稲荷神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代に創建された社寺林のある神社。</li> </ul>

- ・ 幹線道路沿いに位置している。

#### 制約条件

##### 法規制

##### エリア全域

市街化区域（都市計画法）

##### 行政計画上の位置づけ

##### 野馬除土手跡

地域の生態系ネットワークの核（環境基本計画）

野間土手の保全（緑の基本計画）

#### 実施中または実施予定の事業

##### 流山市総合計画前期基本計画実施計画

市民の森整備事業

##### あり方の検討の視点

##### 現況

野馬除土手跡は、面積はさほど広くはないが、緑地指定を受けており、流山市の環境基本計画や緑の基本計画において、地域の生態系ネットワークの核、保全が位置づけられるなど、関心は高い。

江戸時代初め頃より、近くに江戸幕府直轄の「小金牧」という馬の放牧場があり、野馬が放たれていた。この牧から馬が飛び出して、田畑の作物を荒らしたりすることのないように、周囲に堀や土手を築いたものを野馬堀や野馬土手と呼んでいる。現在でもその跡が、野田市・流山市等に何か所か点在している。

東武東上線江戸川台駅の近くに存在し、交通アクセスがよい。

##### 保全・管理の視点

野馬除土手跡は緑地として指定を受けているため、一定の担保性を確保できている。住宅地の中にあり、落葉樹が中心のため、冬場の落ち葉についての地域住民の理解が必要となる。

##### 活用・展開の視点

土手であったことが見た目にも容易に分かることから、野馬除土手の由来を題材とした環境教育プログラム等、この地域の歴史を学ぶ場所として活用が期待できる。

流山市内の松ヶ丘地区、野田市、柏市にも同様の野馬除土手の跡がいくつか存在していることから、歴史資源としてのストーリーを描き、地域の野馬除土手跡の分布を示すサインの設置等も考えられる。

南北にのびる野馬除土手を境に東側は柏市の住宅地になっており、流山・柏両市の地域

の緑地、歴史的な価値を持つ拠点としてアピールしていくことが考えられる。

関係活動団体・活動内容

その他特記事項

流山市だけではなく野田市、柏市にも野馬除土手跡が点在している。  
松が丘の野馬除土手跡は緑地保全地区の指定を受けている。

参考文献

「流山市総合計画前期基本計画実施計画（平成 18 年度～20 年度）」（平成 18 年 2 月）

「流山市環境基本計画」（平成 17 年 7 月）

「流山市緑の基本計画」（平成 18 年 3 月）

### エリア名 30 初石平地林エリア（流山市）



三輪野散策の森の中に位置する茂侶神社



水辺のある西初石小鳥の森

特 徴

オオタカが生息する市野谷の森公園を始め、まとまった規模の平地林や社寺林が多く存在するエリア。

地域資源	抽出理由・根拠
初石付近の平地林	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初石付近一帯に存在する平地林。</li><li>・ 市野谷の森公園や西初石小鳥の森など公園や市民の森として指定されている平地林の他にも、民有地にまとまった平地林がみられる。</li></ul>
市野谷の森公園 （予定地）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オオタカ（国 RL・千葉県 RL 掲載種）の生息地。</li><li>・ 水辺空間があり、トンボ類が生息している。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立公園として整備予定。</li> </ul>
西初石小鳥の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水辺を有する市民の森。</li> <li>・ 小学校、中学校、高校のすぐそばにあり。敷地内には園路が整備され、観察台等も整備されている。</li> <li>・ 平地ではなく、若干の起伏がある。</li> </ul>
西初石ふれあいの森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初石公民館の隣に位置する市民の森。</li> <li>・ ベンチが設置されている。</li> <li>・ 東武東上線初石駅から徒歩圏。</li> </ul>
三輪野山近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林だけではなく、広場やフィールドアスレチック施設がある都市公園。</li> </ul>
大畔の湧水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大畔の天神社の近くにある湧水。</li> </ul>
香取神社(北小屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源頼朝の使者が戦勝祈願したという伝説(桐ヶ谷伝説)をもつ社寺林のある神社。</li> </ul>
神明神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代の石造物がある社寺林のある神社。</li> </ul>
西栄寺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社寺林のある寺院。保存樹木のイチヨウの木がある。</li> <li>・ 流山七福神の福祿寿が祀られている。</li> <li>・ 観音菩薩立像、阿彌陀如来坐像、絹本著色釈迦十六善神像付外箱及び版本大般若経が市指定有形民俗文化財となっている。</li> </ul>
上貝塚の貝塚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路沿いにある貝塚。</li> <li>・ 縄文時代に形成された馬蹄形貝塚。南北約 150m、東西約 10m の弧状の貝塚。</li> <li>・ 貝塚があることから、昔この付近まで海が入りこんでいたことを物語っている。</li> </ul>
和田堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路の両側に存在する緑地。</li> <li>・ 西千葉浄水場の敷地となっており、草地が大半で、あるが一部樹林がみられる。</li> </ul>
金刀比羅神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代に建立された社寺林のある神社。</li> </ul>
八坂神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代の石造物がある社寺林のある神社。</li> </ul>
茂侶神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平安時代の神名帳にある社寺林のある神社。</li> <li>・ 三輪野散策の森と隣接している。</li> <li>・ 入口付近に万葉集の歌碑がある。</li> <li>・ 神社毎年 1 月に実施される「デンガラ餅行事」は市指定無形民俗文化財となっている。</li> </ul>

制約条件

法規制

エリア全域

市街化区域、一部、市街化調整区域（都市計画法）

行政計画上の位置づけ

初石付近の平地林

緑の拠点（八坂神社周辺：都市計画マスタープラン）

樹林地の保全ゾーン（緑の基本計画）

緑の拠点（緑の基本計画）

大畔の湧水

親水空間（都市計画マスタープラン）

湧水の保全（環境基本計画）

西初石小鳥の森

自然環境の保全

市野谷の森公園

緑の拠点（都市計画マスタープラン）

オオタカの営巣する貴重な自然環境の保全（都市計画マスタープラン）

動植物の生息・生育環境の保全（環境基本計画）

緑の拠点（緑の基本計画）

都市公園予定地（緑の基本計画）

三輪野山近隣公園

自然環境の保全（環境基本計画）

緑の拠点（緑の基本計画）

実施中または実施予定の事業

千葉県「ちば 2006 年アクションプラン」

県立市野谷の森公園整備事業

流山市総合計画前期基本計画実施計画

湧水保全事業

市民の森整備事業

あり方の検討の視点

現況

オオタカの生息する市野谷の森を始め、平地林の分布が多くみられる。

エリアの南部側には、新興住宅地が見られる。今後、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業により街並みに変化が生じていくことが予想される。

常磐自動車道の流山 IC 至近のエリアであり、車で訪問する場合にはこのエリアを通過す

る可能性が高い。  
幹線道路（県道）が南北に走っているため、交通量が多い。

#### 保全・管理の視点

市野谷の森公園予定地は、現在もオオタカの営巣が確認されているため、公園整備についても繁殖期と重複しないようにする等。整備期間を慎重に検討していく必要がある。保全エリアの設定が検討されているが、保全エリアの範囲と、その理由を公園利用予定者にわかりやすく理解してもらう必要がある。

#### 活用・展開の視点

市野谷の森公園予定地、西初石小鳥の森を中心に、野鳥や水生生物等の自然観察会の開催、平地林をめぐる歩く周遊ルート等のプログラムが考えられる。  
西初石小鳥の森は、小学校・中学校・高校に近いことから各学校における環境学習の場として、授業や部活動等での観察フィールドとしての活用も考えられる。

#### 関係活動団体・活動内容

##### NPO さとやま

- ・ 流山市より西初石小鳥の森の維持管理作業を受託（平成 16 年度～）。
- ・ おおたかの森（市野谷の森公園予定地）で自然観察会を開催。

#### その他特記事項

初石付近の平地林エリアの南部、市野谷の森公園周辺の土地区画整理事業地は「緑の基本計画」において緑化重点地区として位置づけられている。  
体験農園「野良」の体験農場がこのエリア内にもある。

#### 参考文献

「流山市都市計画マスタープラン」(平成 17 年 3 月)  
「流山市総合計画前期基本計画実施計画(平成 18 年度～20 年度)」(平成 18 年 2 月)  
「流山市環境基本計画」(平成 17 年 7 月)  
「流山市緑の基本計画」(平成 18 年 3 月)「ちば 2006 年アクションプラン」(平成 18 年 3 月)千葉県

エリア名 31 鹿見塚・加藤地区エリア（吉川市）



皿沼の屋敷林（指定保護樹林）



旧街道沿いの石塔等（加藤地区）

特 徴

旧街道沿いに屋敷林が点在する緑の多いエリア。街道沿いには集落に根付いた神社なども多く残されている。

地域資源	抽出理由・根拠
屋敷林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧街道沿いに屋敷林が多く点在している。吉川市においては貴重な緑地。指定保存樹木も点在。</li> <li>・ウグイスなどの生息が確認されている。</li> </ul>
保護樹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づき指定された保護樹林（屋敷林）</li> </ul>
香取宮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加藤河岸に続く旧街道（河岸通り）沿いの神社。社寺林</li> </ul>
浅間大社（水神社）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大場川沿いに立地する神社。水との結びつきの有る神社。</li> </ul>
河岸通りと石塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加藤河岸（六兵衛渡し）につづく旧街道。道の辻には石碑・石仏が残されている。</li> </ul>

制約条件

法規制

三輪野江小学校を除くほぼ全域

農業振興地域・農用地区域（農振法）

保存樹（約 20 本）、保存樹林（皿沼）（吉川市みどりの条例）

行政計画上の位置づけ

農地および集落地域、都市計画道路（越谷吉川線）の整備計画有り（都市計画マスタープラン）

水路の浄化と水生生物の生息環境の保全と創造、社寺林・屋敷林の保全（環境保全指針）

実施中または実施予定の事業

都市計画道路（越谷吉川線）の整備計画有り

## あり方の検討の視点

### 現況

水田や畑地などの農地が広がる中に屋敷林を持つ宅地が点在している地域。  
東大場川（水神橋付近）でモツゴ、ドジョウの生息が確認されている。  
屋敷林や社寺は主に旧街道（吉川街道）沿いに残っている。  
加藤地区には、かつて河岸・渡し場としてにぎわった加藤河岸（六兵衛渡し）につづく旧街道（河岸通り）沿いに石塔や石仏が残るほか、香取宮などもある。  
建物は建て替えが進んでおり、昔ながらの屋敷が残されているところは少ない。  
吉川市内にはまとまった樹林地が少なく、屋敷林は樹林に生息するウグイス、シロハラ等の越冬地としても重要な環境となっているだけでなく、地域の美しい景観形成に大きく寄与している。

### 保全・管理の視点

屋敷林の積極的な保全が必要。

### 活用・展開の視点

J R 三郷駅（三輪野江地区から約 3 km）でレンタサイクルが可能

### 関係活動団体・活動内容

### その他特記事項

### 参考文献

- 「吉川市環境保全指針」（平成 12 年 3 月）
- 「吉川市環境保全指針策定調査報告書」（平成 10 年 3・平成 11 年 3 月）
- 「わたしたちの郷土 - ふるさと編 -」（吉川市教育委員会：平成 13 年 3 月）

エリア名 32 大堀川エリア（流山市・柏市）



大堀川



諏訪神社

特 徴

手賀沼にそそぐ大堀川を中心とした水辺空間と、歴史ある寺社が育んできた社寺林を中心とした樹林環境を有するエリア。両岸には斜面林が発達し、キジやカワセミなどの野鳥の生息空間となっている。古くは米づくりを生業としていたこの地域では、五穀豊穡と家内安全を祈願する民俗文化や、水を支配するといわれる龍神への信仰もある。

地域資源	抽出理由・根拠
大堀川	・ 一級河川（つくばエクスプレス高架下より）
篠籠田の獅子舞 （竜頭の獅子舞）	・ 千葉県指定無形民俗文化財（昭和 50 年指定）
木造大日如来坐像 （覚王寺）	・ 千葉県指定無形民俗文化財（昭和 50 年指定）
大堀川	・ 一級河川（河川法）。上流部は雨水幹線。 ・ 川沿いに広めの歩道が整備された車道がある。
大堀川親水公園（仮称）	・ 調節池機能を有した親水公園としての整備が予定されている。
諏訪神社	・ 約 1200 年の歴史を持ち、規模の大きな鎮守の森を有する神社。 ・ 本殿等の建造物が市指定有形民俗文化財。 ・ 東武野田線豊四季駅の徒歩圏。 ・ 伝統的行事として「諏訪大祭」が行われている。
成顕寺	・ 社寺林を有する寺院。保存樹木のモミの木がある。 ・ 寺の所持する「鱧口」と「紙本著色釈迦涅槃図」が市指定文化財。 ・ 敷地内に流山七福神の弁財天の祠が祀られている。
熊野神社	・ 社寺林を有する神社。天満宮と稲荷神社の小さな祠も併設。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧十太夫新田と初石新田・駒木新田の一部の産土神。</li> <li>・ 境内には保存樹木のサクラがある。</li> </ul>
オランダ観音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江戸時代建立の馬頭観世音の祠堂。オランダ馬の韋毛馬伝説がある。</li> <li>・ 駒形のオランダ様と同様のいわれを持つ。</li> </ul>

制約条件

法規制

エリア全域

市街化区域、一部、市街化調整区域（都市計画法）

大堀川

一級河川（河川法）

行政計画上の位置づけ

流山市

大堀川周辺

- ・ 緑化重点地区（緑の基本計画）

大堀川

- ・ 親水空間（都市計画マスタープラン）
- ・ 地域の生態系ネットワークの核（環境基本計画）
- ・ 身近な自然とのふれあいの場（環境基本計画）
- ・ 河川環境軸（緑の基本計画）
- ・ 水辺景観（景観形成基本計画）

大堀川親水公園

- ・ 水辺の拠点（都市計画マスタープラン）
- ・ 親水空間（都市計画マスタープラン）
- ・ 水辺の拠点（緑の基本計画）

成顕寺

- ・ 歴史的に価値のある社寺林の保全（緑の基本計画）

諏訪神社

- ・ 地域の生態系ネットワークの核（環境基本計画）
- ・ 歴史的に価値のある社寺林の保全（緑の基本計画）

柏市

自然・歴史系地域（景観形成ガイドライン）（一部、住宅系地域）

高田生態拠点（緑の基本計画）

緑の保護地区

## 実施中または実施予定の事業

### 流山市

流山市総合計画前期基本計画実施計画

・市民の森整備事業

・大堀川桜並木整備事業

流山市緑の基本計画

・大堀川水辺公園（仮称）が整備予定。

・グリーンチェーン戦略対象範囲（つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業範囲内）

### 柏市

大堀川リバーサイドパーク整備事業

高田生態拠点整備事業

大堀川防災レクリエーション公園整備事業

## あり方の検討の視点

### 現況

河川の護岸化や堰の設置が進んでおり、生きものや景観への影響が懸念される。

両岸の水田地帯では耕作放棄や建設残土が目立つ。

周辺の樹林地では、スギの倒木が目立つ。

つくばエクスプレスの開業によりおおたかの森駅の駅前整備事業が進行中。

おおたかの森駅から徒歩圏内に位置し、アクセスが容易。今後は商業施設なども周辺に整備される。

おおたかの森駅は、東武野田線との連絡駅であることから、都心より利根運河へのアクセス拠点として位置づけられる。

### 保全・管理の視点

河川護岸は、ポーラスコンクリートの使用や緩衝帯としての水生植物の再生など、生きものへの配慮が考えられる。また、大堀川ではサケなどの遡上が確認されているため、堰の撤去や魚道の設置も効果的であると考えられる。

耕作放棄水田は、環境デカップリング制度などを活用した積極的な耕作を推奨することが考えられる。または、生きものたちの生息環境に配慮し、開墾前の原風景としての湿地に戻すことが考えられる。後者の場合、乾田を湿地に戻すための水（水利権）の確保が重要となる。それにより、川、水田（または湿地）、民家、斜面林、平地林といった「ノラ・ムラ・ヤマ」から構成される関東における代表的な里山の景観を再生することにつながる。

スギ林は荒廃しつつあり、落葉広葉樹林や常緑広葉樹林へ自然に転換させていくことが考えられる。

河川周辺の樹林地の林縁や住宅地に近い場所などでは、低木やアズマネザサを刈り、林床を明るくする必要はある。

周辺開発が計画されているが、の対象範囲内にあることから、社寺林を地域の自然の核（コア）として、グリーンチェーン戦略などでそれらをつなげる樹林のコリドーを形成することが望ましい。

街路樹等には地域の在来種を利用する等、開発予定地に残存する樹林を活用したまちづくりが考えられる。

#### 活用・展開の視点

新しい市街地が形成される予定地であることから、新たな住民、人の流れが予想される。そのため、新しい市街地を起点とした周回ルートを検討することが望ましい。

諏訪神社の境内にはさまざまな句碑や小さな神社があり、歴史・文化的な価値が高いことから、散策ルートの「目玉」として取り上げることが期待できる。

#### 関係活動団体・活動内容

篠籠田三匹獅子舞保存会

#### その他特記事項

大堀川は、平成 18 年秋、下流の柏市で鮭の遡上が確認され話題を呼んだ。

江戸川大学の研究フィールドとしても利用されている。

つくばエクスプレス、東武野田線おおたかの森駅に近い大堀川周辺は流山市のグリーンチェーン戦略が適用される土地区画整理事業地内に含まれている。そのため、まとまった緑地や水辺空間以外の地区についても、グリーンチェーン戦略にもとづく、緑の配置がすすめられる予定である。

#### 参考文献

「流山市都市計画マスタープラン」(平成 17 年 3 月)

「流山市総合計画前期基本計画実施計画(平成 18 年度～20 年度)」(平成 18 年 2 月)

「流山市環境基本計画」(平成 17 年 7 月)

「流山市緑の基本計画」(平成 18 年 3 月)

「流山市景観形成基本計画」(平成 18 年 3 月)

「柏市景観資源ガイドマップ(北部ゾーン)」(2003 年 3 月)

「柏市第四次総合計画第二次実施計画改訂版(平成 17 年度)」(2005 年 4 月)

「柏市第四次総合計画中期基本計画(平成 18 年度～平成 22 年度)」(2006 年 4 月)

「柏市緑の基本計画」(2002 年 1 月)

「柏の文化財」(1982, 柏市教育委員会・柏市文化財保護委員会)

「郷土かしわ(公民編)」(2006 年 4 月)

「地域別景観形成ガイドライン」(2002 年 3 月)

資料2 自然・歴史文化・景観の保全・管理に係る制度等

1) 国の制度等

(1/4)

指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
特別緑地保全地区	都市緑地法 (国土交通省)	都市計画区域内の以下のいずれかに該当する緑地は、都市計画に「特別緑地保全地区」を定めることができる <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯として適切な位置・規模・形態を有するもの</li> <li>神社、寺院等の建造物等と一体となって、又は伝承・風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的・文化的意義を有するもの</li> <li>風致・景観が優れている、又は動植物の生息・生育地として適正保全の必要がある地域で、かつ地域住民の健全な生活環境確保に必要なもの</li> </ul>	都市計画法における地域地区として計画決定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>10ha 以上：都道府県が決定</li> <li>10ha 未満：市町村が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為における知事の許可が必要(建築物等の新築・改築・増築、宅地造成、土地の開墾、土石の採取、木竹伐採等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、土地の買入れを申し出ることが可能。譲渡所得には2,000万円の控除適用</li> <li>都道府県は申し出があった場合、都道府県、市町村または緑地管理機構が買入れる。(買入れ費用に関する国の補助 1/3、県市の負担 2/3)</li> <li>優遇税制が適用される(相続税8割評価減、固定資産税が最大 1/2 まで減免)</li> <li>管理協定制度併用による管理負担の軽減が可能</li> </ul>
緑地保全地域		都市計画区域内の以下のいずれかに該当する相当規模の緑地は、都市計画に「緑地保全地域」を定めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のため適正に保全する必要があるもの</li> <li>地域住民の健全な生活環境確保のため適正に保全する必要があるもの</li> </ul>	都市計画法における地域地区として都道府県が計画決定を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為における知事への届け出の義務(建築物等の新築・改築・増築、宅地造成、土地の開墾、土石の採取、木竹伐採等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理協定制度併用による管理負担の軽減が可能</li> </ul>
緑化地域		都市計画法に規定する用途地域のうち、良好な都市環境形成に必要な緑が不足し、建築物の敷地内緑化を推進する地域	都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積が 1000m<sup>2</sup> 以上の建築物の新築・増築では、市町村が定める緑化率の最低限度(敷地面積の 25%か建坪率 10%のうち小さい数値)以上としなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制の優遇(契約期間が 20 年以上の場合、相続税 2 割評価減、土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、固定資産税及び都市計画税は非課税)</li> <li>管理負担の軽減</li> </ul>

指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
市民緑地	都市緑地法 (国土交通省)	良好な都市環境形成を図るため、都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申し出に基づき市民緑地契約を締結し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設(特別緑地保全地区、緑地保全地域内の土地も対象となる)	地方公共団体または緑地管理機構と土地所有者で締結	・市民緑地契約の契約期間は5年以上	・契約期間20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 ・土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、固定資産税と都市計画税が非課税
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法 (国土交通省)	近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大きく、かつこれを保全することによって首都及び周辺の地域住民の健全な心身保持・増進等への効果が著しい土地	国土交通大臣	・行為に際する知事への届け出の義務(建築物・工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾土石の採取、木竹の伐採等)	—
近郊緑地特別保全地区		近郊緑地保全区域内で以下に規定する条件に該当する区域 ・特別保全地区に定めることにより得られる周辺住民の健全な心身保持・増進等の効果が特に著しいこと ・特に良好な自然環境を有すること		・行為における知事の許可が必要(建築物等の新築・改築・増築、宅地造成、土地の開墾、土石の採取、木竹伐採等)	・土地所有者が行為の制限を受けることにより土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して土地の買入れを申し出ることが可能。 ・近郊緑地保全事業(土地の買入れ)に関する国の補助5.5/10、県市の負担4.5/10
風致地区	都市計画法 (国土交通省)	都市計画区域のうち、自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区	・10ha以上:都道府県知事 ・10ha未満:市町村長	・行為に際しては許可が必要(建築物の建築、色彩の変更、宅地造成、木竹の伐採等)	—
史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群等	文化財保護法 (文部科学省)	文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としたもの	文部科学大臣	現状変更等の規制、輸出制限等	所有者・市町村への管理・修理の指導・補助、文化財の土地等の公有化に対する市町村への補助、記録作成と周知等

指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策 (助成等)
景観計画区域	景観法 (国土交通省、 環境省、農林水 産省)	景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる区域。都市計画区域に限らず、農地や山林を含めて良好な景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができることになっている。	景観行政団体の 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限</li> <li>・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度 など</li> </ul>	景観形成事業推進費の適用対象となる。
景観地区		都市計画区域又は準都市計画区域内において、市街地の良好な景観の形成を図るため地区	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形態意匠の制限</li> <li>・建築物の高さの最高限度又は最低限度 など</li> </ul>	
景観協定区域		景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定区域	景観行政団体の 長		
景観重要建造物、 景観重要樹木		地域の景観上の核となるような景観上重要な建築物、工作物及び樹木	景観行政団体の 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>・伐採又は移植</li> </ul>	

指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
生産緑地地区	生産緑地法 (農林水産省)	市街化区域内にある農地等で以下の条件に該当する区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害・災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの</li> <li>・ 500m<sup>2</sup>以上の規模の区域</li> <li>・ 用排水の状況等、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの</li> </ul>	市町村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為に際する市町村長の許可が必要(建築物・工作物の新築・改築・増築、宅地造成等)</li> <li>・ 農地以外の利用は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定条件のもと、市長に買取り請求ができる</li> <li>・ 宅地並み課税の適応除外、農地として課税(都市計画税、固定資産税)</li> <li>・ 地価税の非課税等</li> </ul>
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律 (農林水産省)	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域	都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用する際は、農地法による転用許可が必要</li> </ul>	—
農用地区域		農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、市町村の農業振興地域整備計画(農用地利用計画)において定める区域。20ha以上集団的農用地等が条件。	都道府県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用の制限</li> <li>・ 開発行為の制限等</li> </ul>	
地域森林計画の対象となる民有林	森林法に基づく森林施業計画  ※全国森林計画、地域森林計画(都道府県)、市町村森林整備計画の内容に準ずる(林野庁)	森林所有者等が、自発的意思に基づいて森林施業に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受け、その計画に基づいて計画的・合理的な施業を行うことを期待する計画。30ha以上の団地的まとまりのある森林などが条件。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水土保持林</li> <li>・ 森林と人との共生林</li> <li>・ 資源の循環利用林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の対象森林が1市町村区域にあるもの:市町村長</li> <li>・ 計画の対象森林が2つ以上の市町村にわたり、かつ1つの都道府県の区域にあるもの:都道府県知事</li> <li>・ それ以外のもの:農林水産大臣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告できる</li> </ul>	<p>&lt;森林整備地域活動支援交付金制度等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税、相続税等の減免</li> <li>・ 森林整備補助事業の優遇</li> <li>・ 森林整備地域活動支援交付金の交付</li> <li>・ 農林漁業金融公庫資金の低利融資等</li> </ul>

2) 県の制度等

(1/2)

	指定等名称	指定根拠等	概要(指定要件等)	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
千葉県	里山活動協定の認定	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 施行規則	土地所有者等と里山の保全、整備及び活用に係る活動に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動協定廃止の際の県知事への届け出</li> </ul>	<p>&lt;里山保全整備活用事業補助金交付要項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里山活動団体が実施する里山保全整備活用事業経費に対し補助金を交付(協定締結の促進、活動条件の整備、里山の整備、里山の活用等)</li> </ul>
	自然環境保全地域	千葉県自然環境保全条例 千葉県自然環境保全条例 施行規則	自然環境を保全することが特に必要な地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>天然林が相当部分を占める森林区域(10ha以上)</li> <li>地形もしくは地質、自然現象が特異な区域等(1ha以上)</li> <li>動植物を含むすぐれた自然環境を維持している海岸、湖沼、湿原、河川の区域(1ha以上)</li> <li>上記の自然環境に相当するもの(1ha以上)</li> </ul>	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別地区:行為に関する知事の許可が必要</li> <li>野生動植物保護地区:野生動植物の捕獲、殺傷、採取等の禁止</li> <li>普通地区:行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木又は緑地の保全のために市町村が奨励金等の支給を行っている場合の補助</li> <li>樹木又は緑地保全のために市町村が固定資産税減免等を行った場合の固定資産税減収額に対する補てん</li> </ul>
	郷土環境保全地域		歴史的もしくは強度的に特色のある遺跡もしくは建築物その他の工作物又は地域住民に親しまれてきた由来ある樹木・植物・岩石・洞窟・滝・地形・自然現象等の郷土記念物と一体となった自然環境を形成する区域(1ha以上) ※自然公園、近郊緑地保全区域の指定区域以外の区域	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	
	緑地環境保全地域		地域住民の健全な心身保持・増進、公害もしくは災害の防止その他生活環境の維持に効果が著しいと認められる自然環境を形成する樹林地、水辺地等(1ha以上)	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	

	指定等名称	指定根拠等	概要(指定要件等)	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
茨城県	自然環境保全地域	茨城県自然環境保全条例 茨城県自然環境保全条例施行規則	自然環境を保全することが特に必要な地域 ・ 高山性植生・亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草地区域(100ha以上) ・ すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域(10ha以上) ・ 地形もしくは地質、自然現象が特異な区域等(1ha以上) ・ 動植物を含むすぐれた自然環境を維持している海岸、湖沼、湿原、河川の区域(1ha以上) ・ 上記の自然環境に相当するもの(1ha以上)	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別地区:行為に関する知事の許可が必要</li> <li>野生動植物保護地区:野生動植物の捕獲、殺傷、採取等の禁止</li> <li>普通地区:行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	<p>&lt;茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域の適切な保全管理のため、土地所有者に対し協力奨励金を交付</li> <li>15,000m<sup>2</sup>以下:5,000円</li> <li>15,000m<sup>2</sup>以上は15,000m<sup>2</sup>ごとに5,000円を加えた額</li> </ul>
	緑地環境保全地域		自然環境保全地域以外で自然環境を保全することが特に必要な地域 ・ 樹林地、池沼、丘陵、草原等の区域が市街地、集落地又はこれらの周辺地域と一体となって良好な自然環境を形成している区域(0.5ha以上) ・ 歴史的、文化的、社会的資産がその周辺の地域と一体となって良好な自然環境を形成している区域(0.5ha以上)	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	
埼玉県	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	樹林地が単独で、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成している地域	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	<p>&lt;ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理奨励金(固定資産税相当額)の交付</li> </ul>
	県自然環境保全地域	埼玉県自然環境保全条例 埼玉県自然環境保全条例施行規則	自然環境を保全することが特に必要な地域 ・ 高山性植生・亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草地区域(100ha以上) ・ すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域(10ha以上) ・ 地形もしくは地質、自然現象が特異な区域等(1ha以上) ・ 動植物を含むすぐれた自然環境を維持している海岸、湖沼、湿原、河川の区域(1ha以上) ・ 上記の自然環境に相当するもの(1ha以上)	県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別地区:行為に関する知事の許可が必要</li> <li>野生動植物保護地区:野生動植物の捕獲、殺傷、採取等の禁止</li> <li>普通地区:行為に関する知事への届け出義務</li> </ul>	<p>&lt;埼玉県自然環境保全協力奨励金交付要綱&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理奨励金(固定資産税相当額)の交付</li> </ul>

3) 市の制度等

(1/4)

	指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
野田市	市民の森 (市民の森保存地区)	野田市緑地保存に関する実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域及び隣接する市街化調整区域において美観風致を維持するため必要と認める樹木の集団で、土地面積が1000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の森保存契約(契約期間は原則5年)</li> <li>行為の禁止(建築物等の設置、宅地造成、木竹の伐採等)</li> <li>上記行為を行おうとする際の市長との事前協議義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税及び都市計画税の合計額(税相当額)に管理費として90円/m<sup>2</sup>を加えた額(市自ら管理するものは税相当額)</li> </ul>
	ふるさとの名木・古木		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市美観の整序に努めるため積極的に保存すべき樹木で、次のいずれかに該当し、かつ健全に育成された樹容を有し、市の象徴としてふさわしいもの</li> <li>市街化区域:幹周囲目通り1.5m以上、高さ15m以上</li> <li>市街化調整区域:幹周囲目通り2.4m以上、高さ30m以上</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存契約(契約期間は10年以上)</li> <li>契約取り消し時の市長との協議義務</li> <li>の保存契約を所有者と市長で結ぶ、契約取消しを行いたい場合は市長と協議が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹周、樹高に応じ2,000円、3,500円、5,000円/本・年をの助成金を交付</li> </ul>
	保全樹林地地区	野田市貴重な野生動物の保護のための樹林地の保全に関する条例 ※平成19年4月施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な野生動物の生息地又は生育地としての樹林地及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある地区を保全樹林地地区として指定することができる。(地目が田、畑、宅地以外のもの)</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の市長への届け出(建築物等の設置、宅地造成、木竹の伐採等)</li> <li>譲渡時の市長への届け出(土地買取りの協議を求める事ができ、これは正当な理由なしに拒否できない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要が認められた場合は、保全樹林地の管理費用の一部として助成金を交付可能</li> </ul>

	指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
流山市	保存樹林	流山市緑化推進及び保全に関する条例  流山市緑化推進及び保全に関する条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な環境を確保するため、または美観、風致を維持するために必要がある樹林</li> <li>・ 樹形が特に優れているもの、1.2mの高さの幹周囲が1m以上、株立ち樹木で高さ2.5m以上、高さ10m以上、はん登性樹木で枝葉面積25 m<sup>2</sup>以上等のいずれかに該当するもの</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存樹木等を滅失または枯死した時、または伐採・譲渡しようとする際の市長への届け出の義務</li> </ul>	・年額 3,500 円/1本
	保存樹木		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な環境を確保するため、または美観、風致を維持するために必要がある樹木</li> <li>・ 樹木が集団している土地面積 500 m<sup>2</sup> 以上、神社及び寺院の境内並びにその周辺の樹木集団等のいずれかに該当するもの</li> </ul>	市長		・年額 15 円/土地面積 1 m <sup>2</sup>
	斜面林保全協定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西深井から下花輪まで新川耕地東側沿いに約5kmにわたって連続する斜面樹林を長期にわたり保全することを目的に締結。</li> <li>・ 協定期間:5年(満了1ヶ月前までに協定解除の申し出がない場合は、1年ごとに延長)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木竹の伐採、建築物等の築造、樹木の生育を阻害させる行為等の禁止</li> <li>・ 所有権移転、建築物等築造のための土地の貸借等の際する事前申し出。</li> </ul>	

	指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
柏市	保護樹木	柏市緑を守り育てる条例	市民の生活に必要と認められる緑で、幹周り1m以上、高さ12m以上、株立ち樹木で高さ3m以上、はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上のいずれかに該当するもの	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間3年以上</li> <li>適正管理の実施</li> <li>行為の市長への届け出</li> <li>指定解除申請時の市長からの買入れ協議の申し出があった場合に応じること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木の供給、奨励金の交付等</li> </ul>
	保護地区	柏市緑を守り育てる条例施行規則	市民の生活に必要と認められる健全な樹木の集団で、その存する土地面積700㎡が以上のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観保護地区:緑が良好な自然景観を形成している地区</li> <li>歴史的文化的保護地区:緑が歴史的及び文化的遺産と一体となっている地区</li> <li>生活環境保護地区:都市計画及び生活環境上、緑を保護することが必要と認められる地区</li> </ul>	市長		
	景観形成重点地区	柏市景観まちづくり条例 柏市景観まちづくり条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市景観基本計画」の趣旨に則し、重点的に都市景観形成が必要と認める地区</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成基準の作成</li> <li>建築行為等の内容に関する市長への届け出の義務</li> <li>景観形成基準の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり市民団体の認定と認定団体への活動経費の助成</li> </ul>

	指定等名称	指定根拠	概要	指定主体	制限行為	支援施策(助成等)
守谷市	保存緑地	守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例  守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな自然環境を形成している緑地のうちで、保全することが必要と認められる区域</li> <li>指定規模 概ね 500 m<sup>2</sup>以上</li> <li>指定期間 10年</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の新・改・増築、宅地造成、土地の開墾、植物の採取、木竹伐採、広告物その他これに類するものの掲示、又は設置等の禁止</li> </ul>	<面積によって助成> <ul style="list-style-type: none"> <li>500 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満:年額 10,000 円</li> <li>2,000 以上m<sup>2</sup> 5,000 m<sup>2</sup>未満:年額 15,000 円</li> <li>・5,000 m<sup>2</sup>以上:年額 20,000 円</li> </ul>
	保存樹木		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の美観・風致を維持するために必要がある樹木</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>枝条の切除、剥皮、断根、伐採等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1本につき年額 5,000 円</li> </ul>
	景観形成重点地区	守谷市景観法の施行等に関する条例(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認められる地区</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為の市長への届け出義務(土地の形質変更、建築行為、色彩の変更等)</li> </ul>	—
	景観重要建造物	※条例、守谷市景観計画ともに平成19年4月施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成に重要な役割をもつ建造物</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕にあたり、当該修繕前の外観を変更することのないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者・管理者に対し、管理経費の一部を助成</li> <li>良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる個人または団体、建築物や工作物、その他の表彰</li> </ul>
	景観重要樹木		<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成に重要な役割をもつ樹木</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理の実施</li> <li>滅失、枯死などを防ぐため、病虫害の駆除等の措置の実施</li> <li>定期的な点検とその結果の市長への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者・管理者に管理経費の一部を助成</li> <li>良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる個人または団体、建築物や工作物、その他の表彰</li> </ul>
吉川市	保護樹林	吉川市みどりの条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林面積が 300 m<sup>2</sup>以上</li> <li>生垣をなす樹木の集団でその生垣の長さが 30m以上で、かつ高さが概ね 1.5m以上</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹木等の伐採、譲渡の禁止</li> </ul>	※指定行為のみ。助成金・減免措置等なし(2年前の見直しまでは若干の助成をしていた)
	保護樹木	吉川市みどりの条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 10m以上のもの/地上 1.2mの高さにおける幹の周囲が 1.2m以上のもの/はん登性樹木で、枝葉の面積が 25 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存樹木等の伐採、譲渡の禁止</li> </ul>	※指定行為のみ。助成金・減免措置等なし(2年前の見直しまでは若干の助成をしていた)